

平成 15 年度土壤汚染対策法の施行状況  
及び土壤汚染調査・対策事例等に関する  
調査結果の概要

平成 17 年 12 月  
環境省水・大気環境局

## 目 次

I. 調査の内容	2
1. 調査の目的	2
2. 調査方法等	2
(1) 調査対象団体	2
(2) 対象事例	2
II. 調査結果の概要	3
II-1 土壤汚染対策法の施行状況	3
II-2 土壤汚染調査・対策事例の実態	8
(1) 土壤汚染調査・対策事例数	8
(2) 物質別の土壤汚染調査・対策事例数	9
(3) 年度別の土壤汚染調査・対策事例数	11
(4) 土壤汚染調査・対策事例のある都道府県数	12
(5) 都道府県別の土壤汚染調査・対策事例数	12
(6) 土壤汚染調査・対策事例把握の経緯	14
(7) 土壤汚染調査・対策場所の土地利用状況	15
(8) 原因者究明の実施状況	15
(9) 原因者の状況	16
(10) 原因行為	19
(11) 汚染の規模	19
(12) 土壤汚染対策の進捗状況	21
(13) 土壤汚染対策の実施内容	22
(参考) 土壤汚染対策法に基づく調査・対策事例の内容	24
(1) 物質別の土壤汚染調査・対策事例数	24
(2) 年度別の土壤汚染調査・対策事例数	25
(3) 土壤汚染調査・対策事例のある都道府県数	26
(4) 都道府県別の土壤汚染調査・対策事例数	26
(5) 土壤汚染調査・対策事例把握の経緯	28
(6) 事例に伴って又は同時にみられた他の影響	29
(7) 土壤汚染調査・対策場所の土地利用状況	30
(8) 原因者究明の実施状況	31
(9) 原因者の状況	31
(10) 原因行為	34
(11) 汚染の規模	34
(12) 土壤汚染対策の進捗状況	36
(13) 土壤汚染対策の実施内容	36
III. 都道府県等における対応状況	39
(1) 施策の普及・啓発状況	39
(2) 条例等の制定状況	39
(3) 補助融資制度の保有状況	40
(4) 土壤汚染調査・対策に係る予算	41
(5) 事業者の協力の状況	41
(6) 土地に関する情報の管理状況	42
(7) 国への要望	42

(巻末資料)

地方公共団体における土壤汚染対策に関連する条例、要綱、指導指針等の制定状況	44
---------------------------------------	----

# 平成15年度土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果の概要

## I. 調査の内容

### 1. 調査の目的

本調査は全国の土壌汚染及び土壌に係る環境問題について、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）の施行状況及び都道府県市が把握している土壌汚染事例を把握し、今後の土壌汚染対策の推進に資することを目的としている。

### 2. 調査方法等

#### (1) 調査対象団体

都道府県及び法第37条の政令で定める市（以下「政令市」という。）の土壌汚染担当部局を対象とする。都道府県においては、政令市以外の所管地域の「法の施行状況」及び「法に基づき土壌汚染状況調査が行われた事例以外の土壌汚染事例」について回答を求めた。

#### (2) 対象事例

##### 1) 法の施行状況調査に係る事例

平成15年4月1日から平成16年3月31日までの、法第3条又は第4条に基づき土壌汚染状況調査を実施した事例、法の指定基準に適合しないことが判明した事例等、法の適用対象となった事例を対象とした。

##### 2) 法に基づき土壌汚染状況調査が行われた事例以外の土壌汚染事例

昭和50年4月1日から平成16年3月31日までに判明した次のアからカまで掲げる地域又は事例（土壌中のダイオキシン類に係るものを除く。）を対象とした。

ア. 土壌の汚染に係る環境基準（平成3年環境庁告示第46号。以下「土壌環境基準」という。）に適合しないことが判明した地域（農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）に基づいて指定された農用地土壌汚染対策地域を除く。）

イ. 「土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針」（平成11年1月環境庁水質保全局長通知）を参考にして、土壌の調査若しくは対策の実施について指導、助言、協力の要請等を行った地域（土壌環境基準の対象物質を検出したものであって環境基準に適合しているもの事例及び対象物質以外の物質に係るものを含む。また、自治体が自ら実施したものを含む。）

ウ. 自治体の制定した条例、要綱等に基づき土壌の調査又は対策を実施し又は指導した、あるいは実施（指導）を予定している地域

エ. 土壌の汚染が問題となった訴訟に係る事例

オ. 土壌の汚染が問題となって新聞等に報道された、あるいは地方議会で取り上げられた事例

カ. 地下水汚染実態調査で報告された地下水汚染地域内で、土壌調査が行われ、土壌中から土壌環境基準の対象物質等が検出された（環境基準に適合しているもの及び対象物質以外の物質に係るものを含む。）事例

## **Ⅱ. 調査結果の概要**

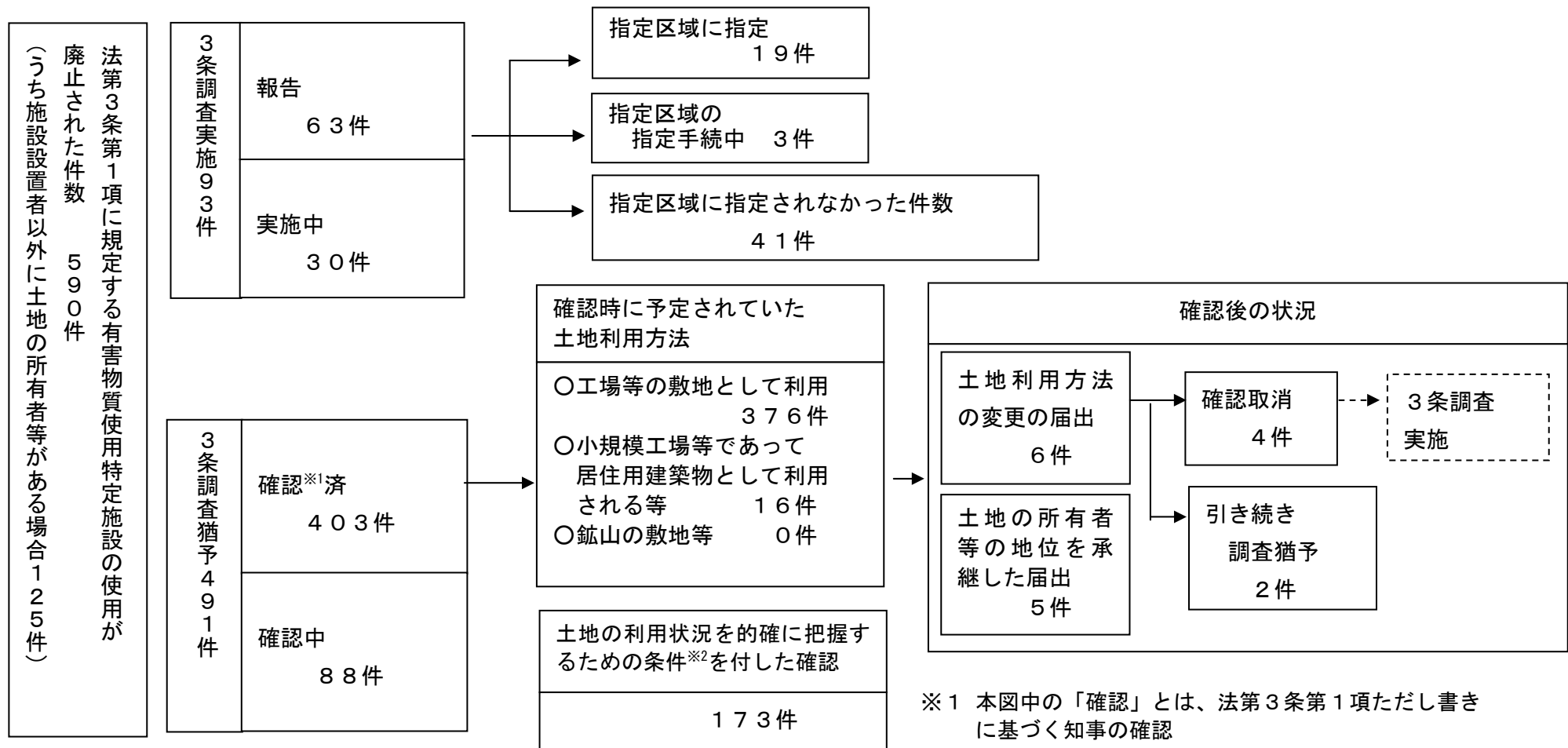
Ⅱ－１に、土壤汚染対策法の施行状況、Ⅱ－２に、土壤汚染の調査・対策事例（法に基づくもの、条例の要綱等に基づくもの、土地の所有者等により自主的に行われたものなど、都道府県市が把握しているものの全てを調査対象とした。）の状況を示し、Ⅱ－２の参考として土壤汚染対策法に基づく調査・対策事例のみ抽出してその状況を取りまとめた。

### **Ⅱ－１ 土壤汚染対策法の施行状況**

平成15年度における法の施行状況について図 1～図 3に示す。図 1は法第3条の施行状況を、図 2は法第4条の施行状況を、図 3は指定区域の状況を示したものである。

平成15年度における有害物質使用特定施設の使用廃止件数は590件、それに伴う、土壤汚染状況調査の実施状況をみると、土壤汚染状況調査の結果報告件数は63件、調査実施中件数は30件、法第3条のただし書きの確認件数は403件、同確認の手続き中の件数は88件であった。

法第4条第1項に基づく調査命令発出件数は2件であった。法第5条第1項に基づく指定区域指定件数は21件、指定区域の全部解除件数は4件、指定区域内の土地の形質の変更届出については、法第9条第1項に基づく事前の届出件数は14件、同条第2項に基づく、指定時に既に着手されていた形質変更の届出件数が12件であった。



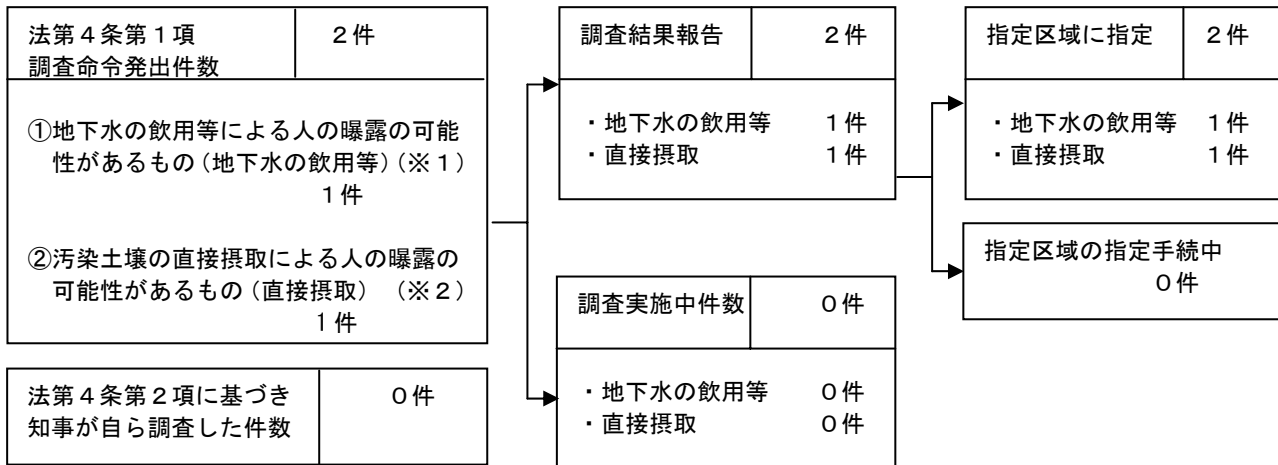
※1 本図中の「確認」とは、法第3条第1項ただし書きに基づく知事の確認

※2 「年1回、土地利用の状況を報告すること」などの条件

(備考)

有害物質使用特定施設の廃止と調査の年度が異なる事例、施設が廃止された工場に係る土地所有者が複数存在して各々の所有者について調査猶予の確認を行った事例、調査を実施するか確認の手続を行うか検討中の事例等があるため、施設廃止件数と、3条調査実施件数と調査猶予件数との和とは、一致しない。

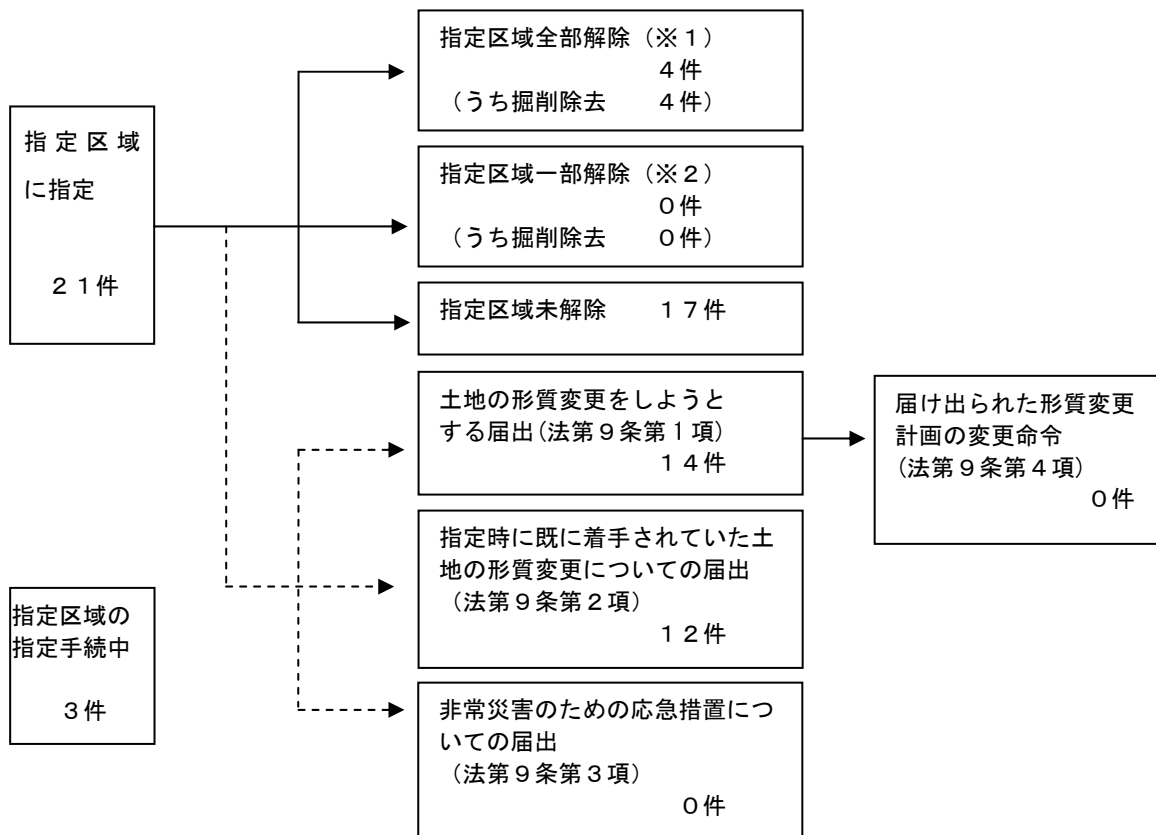
図1 法第3条の施行状況



- ※1) 命令対象地又はその周辺に、飲用井戸があり、  
 ア) 土壤汚染が存在し、かつ地下水汚染が発生又は発生が確実(令第3条第1号イ)  
 イ) 土壤汚染が存在するおそれがあり、かつ地下水汚染が発生(令第3条第1号ロ)  
 ※2) 一般の人が立ち入ることができる土地であり、かつ土壤汚染が存在する蓋然性が高い(令第3条第1号ハ)

[備考]  
 ほかに、令第3条第1号の要件に該当しているが①土地所有者等の自主的な調査により発見された汚染であり、  
 ②当該者が自主的に法に基づくものと同様以上の調査及び適切な措置を講ずることが確認でき、かつ③それらが一定の期間内に確実に実施されると認められたため、調査命令を猶予したものが2件あった。

図2 法第4条の施行状況



- ※1) 指定区域となった区域の全体が指定解除された土地の数  
 ※2) 指定区域となった区域のうち対策によって指定要件に該当しなくなった部分があり、その部分のみ指定が解除された土地の数

図3 指定区域の施行状況

• 法第 7 条関係		
	措置命令の発出件数	0 件
	〃 第 1 項（土地所有者等に対する命令）	0 件
	〃 第 2 項（汚染原因者に対する命令）	0 件
	措置命令発出手続中件数	0 件
	〃 第 3 項（措置を実施する旨の公告件数）	0 件
	措置実施済	0 件
	措置実施中	0 件
• 法第 8 条関係		
	費用の請求件数	0 件
• 法第 29 条関係		
	〃 第 1 項の報告徴収件数	2 件
	〃 第 1 項の立入検査実施件数	24 件
• 法第 30 条関係		
	協議件数	0 件
• 法第 31 条関係		
	〃 第 2 項の意見陳述件数	0 件
• 法第 38 条関係		
	法第 3 条第 3 項命令違反件数	0 件
	法第 4 条第 1 項命令違反件数	0 件
	法第 7 条第 1 項命令違反件数	0 件
	法第 7 条第 2 項命令違反件数	0 件
	法第 9 条第 4 項命令違反件数	0 件
• 法第 39 条関係		
	法第 9 条第 1 項違反件数	0 件
• 法第 40 条関係		
	法第 29 条第 1 項違反件数	0 件
• 法第 41 条関係		
	①法第 38 条違反件数	
	法第 3 条第 4 項命令違反件数	0 件
	法第 4 条第 2 項命令違反件数	0 件
	法第 7 条第 1 項命令違反件数	0 件
	法第 7 条第 2 項命令違反件数	0 件
	法第 9 条第 5 項命令違反件数	0 件
	②法第 39 条違反件数	0 件
	③法第 40 条違反件数	0 件
• 法第 42 条関係		
	法第 9 条第 2 項違反件数	0 件
	法第 9 条第 3 項違反件数	0 件

<b>・処分告示関係</b>	
埋立場所認定件数（管理型処分場相当）	0件
〃（産業廃棄物安定型処分場）	0件
〃（安定型埋立場所等）	0件
〃（汚染土壌浄化施設認定件数）	4件
上記の認定手続き中件数	0件
<b>・搬出汚染土壌の処分確認方法</b>	
汚染土壌運搬・処分の委託（管理表写し受領件数）	6件
汚染土壌他人運搬・自己処分（管理表写し受領件数）	0件
汚染土壌自己運搬・他人処分（管理表写し受領件数）	0件
汚染土壌自己運搬・自己処分（管理表写し受領件数）	0件
<b>・法施行に関する相談関係</b>	
土壌汚染状況調査実施に関する相談件数	328件
第3条第1項ただし書き確認に関する相談件数	228件
法第4条第2項調査命令要件に関する相談件数	628件
汚染土壌処分に係る認定に関する相談件数	9件
<b>・土壌汚染対策基金による助成を受けることができる助成制度</b>	
制度を創設した自治体数	0
今後制度を作る予定とした自治体数	36



## II-2 土壤汚染調査・対策事例の実態

### (1) 土壤汚染調査・対策事例数

本調査結果のとりまとめにあたっては、本調査の対象とした「総事例」(I. 2. (2)の対象事例の全て)のうち、土壤中の物質の濃度について何らかの測定が行われた事例を「調査事例」と称することとし、調査事例のうち土壤環境基準又は法の指定基準を超える汚染が判明した事例を「超過事例」と称することとする。

「総事例」には土壤中の物質の濃度について調査測定が行われていない事例も含まれる。「調査事例」には土壤環境基準項目又は法の指定基準項目について測定を行った事例のほか、それらの基準項目以外の物質について何らかの測定を行った事例も含まれている。また、それらの基準が制定される以前の事例、調査測定を行ったが環境基準に適合している事例、簡易調査法により測定した事例も含まれる。

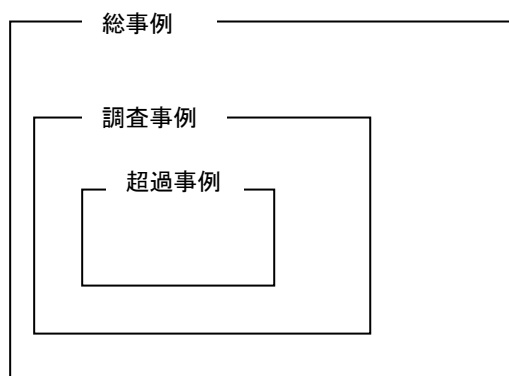
法の適用対象となった事例については、有害物質使用特定施設の廃止件数、法3条調査及び法4条調査の実施中の件数、法4条調査命令件数の和を「総事例」数として、法3条調査及び法4条調査の実施済件数を「調査事例」数として、指定区域の指定件数を「超過事例」数として各々扱った。

平成16年3月31日までに都道府県等が把握した土壤汚染事例の累計は、総事例(以下「総事例(累計)」という。)が4,812件、調査事例が2,802件(以下「調査事例(累計)」という。)、超過事例が1,458件(以下「超過事例(累計)」という。)であった。

平成15年度の調査事例701件のうち、超過事例は349件(うち法対象は21件)であった。なお、平成14年度以前に調査に着手し、平成15年度に基準超過が判明した事例が21件あり、これを加えると、平成15年度に新たに基準超過が判明した事例は370件であった。

法の適用対象となった事例は、土壤汚染対策法施行(平成15年2月15日)後から平成15年3月31日までの事例をみると、総事例は27件、調査事例は17件であり、超過事例はなかった。平成16年3月31日までに都道府県等が把握した法適用対象事例である調査・対策事例の累計件数をみると、総事例は593件、調査事例は66件、超過事例は21件であった。超過事例21事例のうち、土壤溶出量基準超過事例数は19件、土壤含有量基準超過事例数は11件、土壤ガス調査検出事例数(※土壤ガス調査のみを実施した事例に限る。土壤溶出量調査を実施している事例は土壤溶出量調査の結果を優先している。)は3件であった。

#### (参考)「総事例」、「調査事例」、「超過事例」の関係



注1)「超過事例」とは、土壤環境基準が設定された後に、又は法の指定基準が設定された後に、基準に適合しないことが判明(各々の基準について定められている測定法によって測定した事例に限る)した事例をいう。

注2)公定法とは、平成3年環境庁告示第46号別表の測定方法の欄に掲げる方法をいう。

(2) 物質別の土壤汚染調査・対策事例数

超過事例（累計）1,458 件について、法の指定基準項目及び土壤環境基準項目別にみると、表 1 及び図 4 のとおりとなる。法の指定基準項目には、第一種特定有害物質（VOC）、第二種特定有害物質（重金属等）及び第三種特定有害物質（農薬等）がある。以下の表区分の「重金属等」には第三種特定有害物質を含めて記述してある。平成 15 年度までに判明した超過事例（累計）では、VOCではトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンに係る事例が、重金属等（第 2 種＋第 3 種）では鉛、砒素に係る事例が多い。また、平成 15 年度に判明した超過事例についても同様である。

表 1 指定基準項目及び土壤環境基準項目別の土壤汚染調査・対策事例数（累計）

件数	指定基準項目＋土壤環境基準項目																									
	VOC（第 1 種）										重金属等（第 2 種＋第 3 種）															
	四塩化炭素	1-1-2-ジクロロエタン	1-1-ジクロロエチレン	1-1-1-ジクロロエチレン	1-3-ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	1-1-1-トリクロロエタン	1-1-2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ベンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チウラム	チオベンカルブ	PCB	有機りん化合物
超過事例（累計）	27	24	46	205	4	36	289	27	19	327	101	57	236	133	176	1	58	550	427	210	44	2	0	1	23	2
平成15年度判明	4	2	12	32	0	11	46	7	5	53	26	7	45	19	37	0	14	203	86	118	27	1	0	0	3	0

- 注 1) 指定基準とは、土壤汚染対策法第 5 条第 1 項の指定区域の指定に係る基準で、土壤溶出量基準及び土壤含有量基準をいう。
- 注 2) 土壤環境基準項目とは、土壤環境基準のうち、検液中濃度に係る項目をいう。ただし、平成 14 年度調査以前の事例は土壤環境基準のうち、検液中濃度に係る項目、すなわち、土壤環境基準項目をいう。
- 注 3) 1 件の事例で複数の物質について超過しているものがある。
- 注 4) ( ) 内の数字は、法に基づき調査を行い基準超過が判明した事例の件数（内数）である。

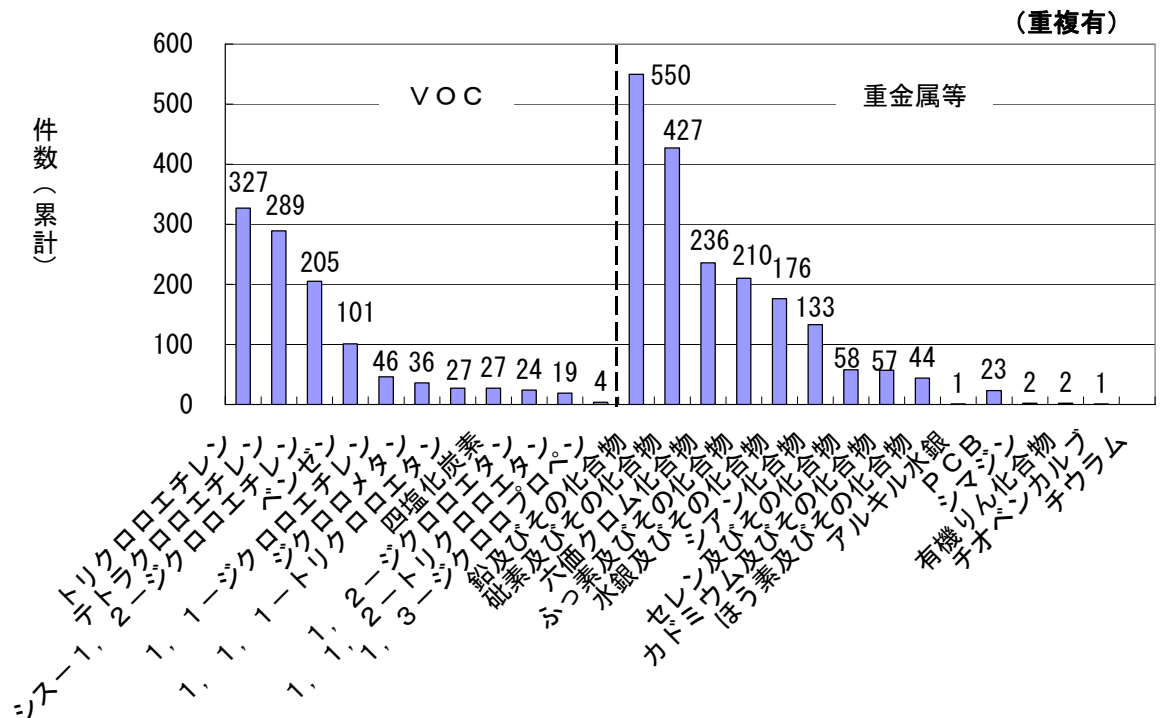
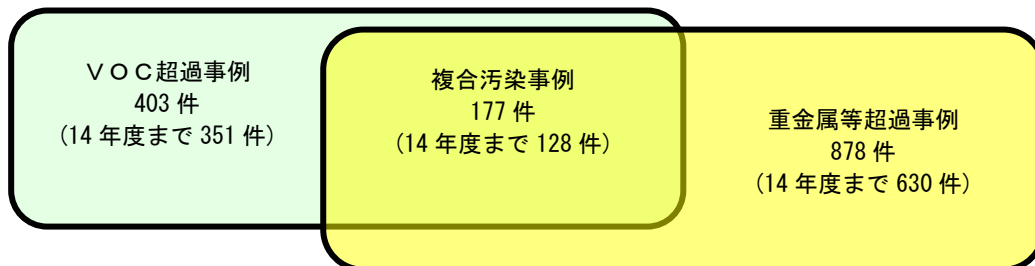


図 4 指定基準項目及び土壤環境基準項目別の超過事例数（累計）

また、超過事例（累計）1,458 件のうち、VOCのみの超過事例（以下「VOC超過事例」という。）、重金属等のみの超過事例（以下「重金属等超過事例」という。）及び複合汚染事例の数は、それぞれ403 件、878 件、177 件であった。

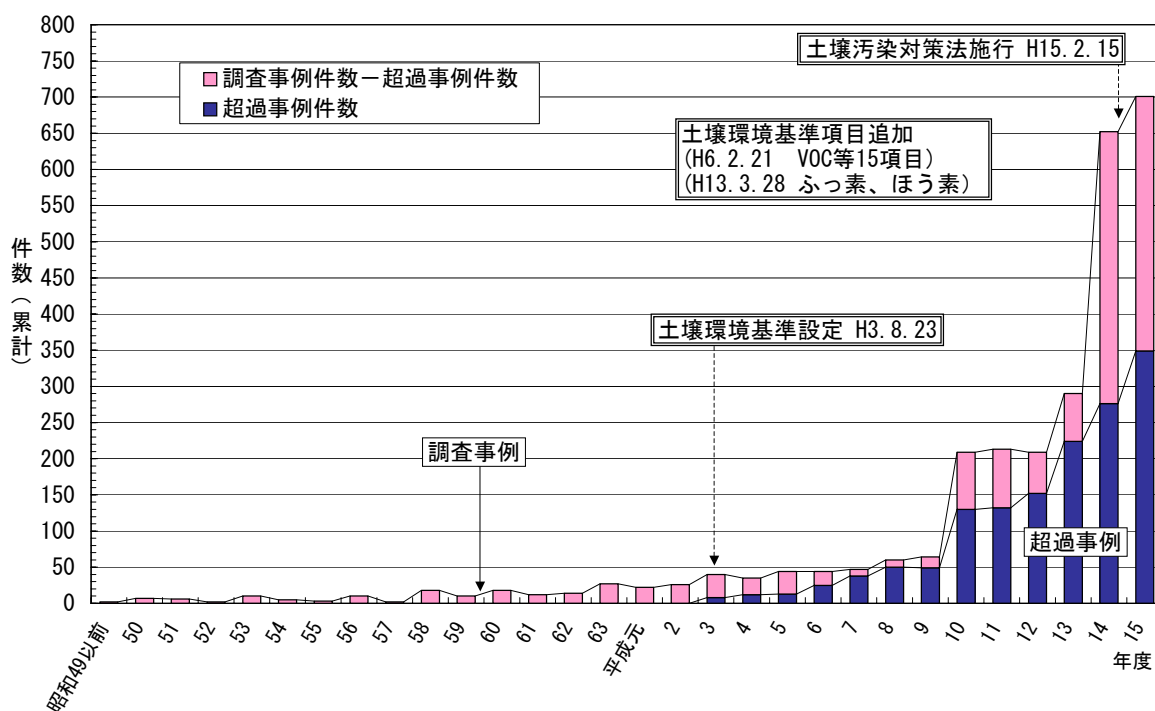
**（参考）超過事例（累計）1,458 件の内訳の関係**



### (3) 年度別の土壌汚染調査・対策事例数

調査事例（累計）2,802件、超過事例（累計）1,458件について、年度別に判明数をみると図5のとおりであり、平成15年度においては349件の超過事例（うち法対象事例は21件）が新たに判明した。

さらに、超過事例（累計）1,458件のうちVOC超過事例、重金属等超過事例、複合汚染事例について、年度別に超過事例数をみると表2のとおりであり、平成15年度に判明した超過事例349件のうち、248件（71.1%）が重金属等超過事例である。なお、平成14年度以前に調査に着手し、平成15年度に基準超過が判明した事例が21件あり、これを加えると、平成15年度に新たに基準超過が判明した事例は370件であった。



注1) 調査の対象は昭和50(1975)年度以降に都道府県等が把握した土壌汚染の調査の事例であるが、都道府県等が昭和50年度以降に把握した、昭和49年度以前に行われた調査件数についても計上している。

注2) 各年度の件数は調査着手年度で整理している。従って、各年度の件数には、当該年度の次年度以降に調査を終了したものも計上している。

年度	昭和49以前	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	平成元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	計	
調査事例件数	2	7	6	2	10	5	3	10	2	18	10	18	12	14	27	22	26	40	35	44	44	47	60	64	209	213	209	290	652	701	2,802	
うち、法適用	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17	49	66	
超過事例件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	12	13	25	38	50	49	130	132	152	224	276	349	1,458
うち、法適用	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	21	21		

図5 年度別の土壌汚染判明事例

表 2 年度別の超過事例数（累計）

(件数)

年度	超過事例		VOC			重金属等			複合汚染		
			件数	超過	超過	超過	超過	超過	超過	超過	超過
平成3	8	-	-	-	-	8	-	-	-	-	
4	12	-	-	-	-	12	-	-	-	-	
5	13	-	-	-	-	13	-	-	-	-	
6	25	-	8	-	-	14	-	3	-	-	
7	38	-	16	-	-	20	-	2	-	-	
8	50	-	18	-	-	28	-	4	-	-	
9	49	-	13	-	-	30	-	6	-	-	
10	130	-	76	-	-	47	-	7	-	-	
11	132	-	68	-	-	53	-	11	-	-	
12	152	-	55	-	-	76	-	21	-	-	
13	224	-	42	-	-	144	-	38	-	-	
14	276	(0)	55	(0)	-	185	(0)	36	(0)	-	
15	349	(21)	52	(4)	-	248	(15)	49	(2)	-	
累計	1,458	(21)	403	(4)	-	878	(15)	177	(2)	-	

注1) 土壤環境基準又は土壤汚染対策法の指定基準（第1種特定有害物質：VOC、第2種特定有害物質：重金属等、第3種特定有害物質：農薬等）を超過した事例の数であり、表の区分の「重金属等」には第3種特定有害物質を含む。以下同じ。

注2) ( ) 内の数字は、法に基づき調査を行い基準超過が判明した事例の件数（内数）である。

#### (4) 土壤汚染調査・対策事例のある都道府県数

調査事例（累計）2,802件、超過事例（累計）1,458件及び超過事例（H15）349件について、都道府県別にみると、表3のとおりである。9都道府県において法の適用対象となった事例がみられた。

表 3 調査・対策事例のある都道府県数（累計）

	調査事例	超過事例	超過事例 (H15)
都道府県数（総数47に対して）	44 (24)	39 (9)	30 (9)

注1) 政令市については当該市が在する都道府県とあわせて整理した都道府県に含まれる。

注2) ( ) 内の数字は、法に基づき調査を行い基準超過が判明した事例のある都道府県の内数である。

#### (5) 都道府県別の土壤汚染調査・対策事例数

調査事例（累計）2,802件、超過事例（累計）1,458件について、地域ブロック別及び都道府県別の土壤汚染の事例判明数をみると、表4のとおりである。調査事例、超過事例とも、関東及び近畿地方において件数が多い。

表 4 都道府県別の調査・対策事例数（累計）

都道府県 (政令市を含む)	調査事例	超過事例	VOC			
			VOC	重金属等	複合汚染	
北海道・東北	北海道	26 (0)	20 (0)	15 (0)	5 (0)	0 (0)
	青森県	9 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)
	岩手県	12 (3)	7 (1)	2 (0)	5 (1)	0 (0)
	宮城県	21 (0)	18 (0)	4 (0)	13 (0)	1 (0)
	秋田県	5 (0)	4 (0)	3 (0)	1 (0)	0 (0)
	山形県	40 (1)	20 (0)	16 (0)	4 (0)	0 (0)
	福島県	16 (1)	10 (0)	7 (0)	1 (0)	2 (0)
	計	129 (5)	81 (1)	48 (0)	30 (1)	3 (0)
関東	茨城県	8 (1)	4 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)
	栃木県	40 (1)	27 (0)	10 (0)	15 (0)	3 (0)
	群馬県	21 (1)	15 (0)	8 (0)	6 (0)	1 (0)
	埼玉県	229 (4)	100 (2)	44 (0)	43 (2)	12 (0)
	千葉県	145 (3)	76 (3)	24 (2)	46 (0)	6 (1)
	東京都	1,068 (15)	392 (7)	47 (1)	295 (5)	50 (1)
	神奈川県	399 (4)	258 (3)	68 (0)	152 (3)	38 (0)
	計	1,910 (29)	872 (15)	203 (3)	558 (10)	111 (2)
北陸・中部	新潟県	57 (0)	45 (0)	15 (0)	26 (0)	4 (0)
	富山県	8 (0)	5 (0)	0 (0)	4 (0)	1 (0)
	石川県	12 (0)	4 (0)	1 (0)	3 (0)	0 (0)
	福井県	16 (1)	9 (1)	7 (0)	2 (1)	0 (0)
	山梨県	4 (1)	2 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)
	長野県	14 (0)	12 (0)	3 (0)	9 (0)	0 (0)
	岐阜県	31 (2)	15 (0)	8 (0)	7 (0)	0 (0)
	静岡県	22 (0)	13 (0)	9 (0)	3 (0)	1 (0)
	愛知県	103 (2)	82 (0)	16 (0)	56 (0)	10 (0)
	計	267 (6)	187 (1)	60 (0)	110 (1)	17 (0)
近畿	三重県	13 (0)	11 (0)	7 (0)	4 (0)	0 (0)
	滋賀県	34 (0)	12 (0)	7 (0)	4 (0)	1 (0)
	京都府	11 (1)	9 (0)	5 (0)	2 (0)	2 (0)
	大阪府	167 (8)	120 (2)	32 (0)	64 (2)	24 (0)
	兵庫県	137 (7)	97 (2)	30 (1)	58 (1)	9 (0)
	奈良県	15 (0)	9 (0)	1 (0)	6 (0)	2 (0)
	和歌山県	4 (0)	4 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)
	計	381 (16)	262 (4)	84 (1)	139 (3)	39 (0)
中国・四国	鳥取県	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	島根県	5 (0)	5 (0)	0 (0)	5 (0)	0 (0)
	岡山県	11 (0)	5 (0)	2 (0)	2 (0)	1 (0)
	広島県	9 (1)	8 (0)	0 (0)	6 (0)	2 (0)
	山口県	7 (0)	6 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)
	徳島県	4 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	香川県	9 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	愛媛県	13 (3)	6 (0)	2 (0)	4 (0)	0 (0)
	高知県	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	計	59 (7)	30 (0)	6 (0)	19 (0)	5 (0)
九州・沖縄	福岡県	27 (2)	15 (0)	1 (0)	12 (0)	2 (0)
	佐賀県	2 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)
	長崎県	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	熊本県	14 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	大分県	8 (1)	7 (0)	1 (0)	6 (0)	0 (0)
	宮崎県	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	鹿児島県	4 (0)	3 (0)	0 (0)	3 (0)	0 (0)
	沖縄県	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
計	56 (3)	26 (0)	2 (0)	22 (0)	2 (0)	
合計	2,802 (66)	1,458 (21)	403 (4)	878 (15)	177 (2)	

注) ( ) 内の数字は、法に基づき調査を行った事例の件数（内数）である。

## (6) 土壌汚染調査・対策事例把握の経緯

調査事例（累計）2,802件、超過事例（累計）1,458件、さらに超過事例（累計）のうちVOC超過事例、重金属等超過事例、複合汚染事例について、調査・対策事例の把握の経緯をみると、表5のとおりである。調査事例（累計）及び超過事例（累計）においては「事業者等による調査」により判明する場合がもっとも多く、次いで「行政による調査」である。

さらに、表5における把握経緯の内訳のうち、「事業者等による調査」の中では、「その他の土壌調査」、「条例、要綱等に基づく土壌調査」の順に多く、「行政による調査」では、「水濁法に基づく立入検査」、「条例、要綱等に基づく立入検査」、「水濁法に基づく測定計画による地下水調査」の順に多い。

また、「その他」では、事業者等の自主調査、土地の売買等に伴う現況把握が多くみられた。

表5 土壌汚染調査・対策事例把握の経緯（累計）

（複数回答有）

	調査事例 (累計)	超過事例 (累計)	（複数回答有）		
			VOC	重金属等	複合汚染
土壌汚染対策法に基づく立入検査 *	1 (1)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)
水濁法に基づく立入検査 ※	134 -	66 -	42 -	18 -	6 -
条例、要綱等に基づく立入検査	111 (0)	63 (0)	16 (0)	39 (0)	8 (0)
その他の法に基づく立入検査	11 (1)	8 (1)	3 (0)	4 (1)	1 (0)
行政による任意の土壌調査 *	1 (1)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)
周辺の土壌調査 ※	26 -	7 -	2 -	5 -	0 -
測定計画外の地下水調査 *	1 (1)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)
周辺の地下水調査 ※	33 -	27 -	13 -	10 -	4 -
水濁法に基づく測定計画による地下水調査	94 (1)	46 (0)	38 (0)	5 (0)	3 (0)
水濁法に基づく測定計画による公共用水域の調査	7 (0)	3 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (0)
測定計画外の公共用水域調査	39 (0)	28 (0)	9 (0)	15 (0)	4 (0)
行政による調査（小計）	373 (3)	202 (2)	101 (1)	80 (1)	21 (0)
条例、要綱等に基づく土壌調査	598 (0)	253 (0)	43 (0)	175 (0)	35 (0)
その他の土壌調査	783 (0)	600 (0)	188 (0)	333 (0)	79 (0)
事業者等による調査（小計）	1,439 (0)	868 (0)	235 (0)	517 (0)	116 (0)
事業者等の自主調査	34 (0)	24 (0)	3 (0)	18 (0)	3 (0)
その他（小計）	86 (0)	53 (0)	11 (0)	36 (0)	6 (0)
合計回答事例数	1,783 (3)	1,046 (2)	310 (1)	605 (1)	131 (0)

注1) 各小計は該当分類での事例数を示す。

注2) 法対象事例は法第4条対象となった件数である。( )はその内数を示す。

注3) 「\*」印を付した箇所は、法の適用対象となった事例のみの設問である。

注4) 「※」印を付した箇所は、法に基づく調査以外の事例のみの設問である。

表6 土壌汚染調査・対策事例把握の契機（累計）

（複数回答有）

	調査事例 (累計)	超過事例 (累計)	（複数回答有）		
			VOC	重金属等	複合汚染
行政による調査の契機	197 (2)	106 (2)	16 (1)	79 (1)	11 (0)
うち、住民からの苦情	62 (1)	32 (1)	4 (1)	25 (0)	3 (0)
住民による調査	15 (0)	4 (0)	1 (0)	3 (0)	0 (0)
土地所有者からの異常の訴え、相談等	71 (0)	42 (0)	10 (0)	26 (0)	6 (0)
土地使用者からの異常の訴え、相談等	39 (0)	18 (0)	2 (0)	15 (0)	1 (0)
建設業者等からの異常の訴え、相談等	24 (0)	16 (0)	1 (0)	14 (0)	1 (0)
廃棄物の不法投棄の発見 *	1 (1)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)

注1) 法対象事例は法第4条対象となった件数である。( )はその内数を示す。

注2) 「\*」を付した箇所は、法の適用対象となった事例のみの設問である。

## (7) 土壌汚染調査・対策場所の土地利用状況

超過事例（累計）1,458 件について、判明当時と現在の土地利用状況についてみると、表 7 のとおりである。判明当時には工場・事業場敷地や工場・事業場跡地であったものが、現状では住宅等に転用されている事例も多いことがみられる。

表 7 調査結果報告当時と現在の土地利用状況（累計）（複数回答有）

現在	工場・事業場敷地	工場・事業場跡地	住宅地	廃棄物処分場跡地	公園・運動場	道路	河川敷	農用地	山林	その他	不明	延べ回答数
	当時											
工場・事業場敷地（注）	688	122	103	2	5	12	1	2	1	14	30	980
工場・事業場跡地	61	207	67	2	7	13	1			27	16	401
住宅地	11	4	42		3	5		1		5	3	74
廃棄物処分場跡地	2	1		6				1				10
公園・運動場	2	1	2		15	4				2	1	27
道路	5	1	2		3	16				1		28
河川敷		1					4					5
農用地	2		2	1		1		5		1		12
山林	1								4	2	1	8
その他	4	2	2		1	5		1	1	48	2	66
不明	1		2								3	6
延べ回答数	777	339	222	11	34	56	6	10	6	100	56	1,617

（注）「工場・事業所敷地」にはサービス業も含む。

## (8) 原因者究明の実施状況

超過事例（累計）1,458 件について、原因者の究明の実施状況は表 8 のとおりである。原因究明を行った 1,016 件のうち 704 件（69.3%）が事業者と特定（推定）できた。なお、法の適用対象となった事例における超過事例（累計）21 件について、原因究明を行った事例は 21 件であり、このうち 18 件（85.7%）が事業者と特定（推定）できた。

表 8 原因者究明の実施状況（累計）

（複数回答有）

		超過事例 （累計）	（複数回答有）		
			VOC	重金属等	複合汚染
原因者究明を行なった		1,016 (21)	293 (7)	600 (15)	123 (3)
結果	事業者と特定(推定)	704 (18)	267 (6)	344 (14)	93 (2)
	事業者以外と特定(推定)	31 (1)	3 (1)	25 (0)	3 (0)
	自然由来と判断	51 (0)	0 (0)	48 (0)	3 (0)
	特定(推定)できなかった	238 (1)	19 (0)	192 (0)	27 (1)
	調査中	10 (1)	4 (0)	3 (1)	3 (0)

注) ( ) 内の数字は、法に基づき調査を行い基準超過が判明した事例の件数（内数）である。



## (9) 原因者の状況

超過事例（累計）1,458件について、汚染原因者と土地所有者との関係についてみると、表9のとおり汚染原因者が土地所有者と同一である場合が多い。さらに、原因者（推定を含む）の現在の所在についてみると、表10のとおり都道府県等により7割が把握されている。

調査事例（累計）2,802件及び超過事例（累計）1,458件について、都道府県等により汚染原因者と推定された業種を検出された物質毎にみると、表11及び表12のとおりである。

表12のとおり、法に基づく調査と法に基づかない調査を合わせた調査事例（累計）2,802件のうち、超過事例（累計）については、電気機械器具製造業、金属製品製造業、化学工業、輸送用機械器具製造業、洗濯・理容・浴場業が多い。

表9 汚染原因者と土地所有者との関係（累計）

関係	件数
土地所有者と同一	738 (16)
土地所有者と異なる	197 (3)

注) ( ) 内の数字は、法に基づき調査を行い基準超過が判明した事例の件数（内数）である。

表10 汚染原因者の現在の所在把握状況（累計）

所在	件数
把握している	779 (14)
把握していない	332 (3)

注) ( ) 内の数字は、法に基づき調査を行い基準超過が判明した事例の件数（内数）である。





## (10) 原因行為

超過事例（累計）1,458 件のうち、原因行為が都道府県等により推定された事例として回答があった1,234 件について内訳をみると、表 13 のとおり汚染原因物質の不適切な取り扱いによる漏洩が原因と考えられるものや、施設の破損等による汚染原因物資の漏洩事故の回答が多い。

表 13 原因行為（累計）

（複数回答有）

	超過事例 （累計）		（複数回答有）		
			VOC	重金属等	複合汚染
施設の破損等による汚染原因物質の漏洩事故	112	(6)	50 (1)	47 (4)	15 (1)
汚染原因物質の不適切な取り扱いによる漏洩	420	(5)	213 (0)	149 (4)	58 (1)
汚染原因物質を含む排水の地下浸透	73	(5)	31 (1)	35 (3)	7 (1)
廃棄物処理法施行前の廃棄物の処理	29	(4)	3 (0)	20 (3)	6 (1)
廃棄物処理法施行後の廃棄物の処理であって、原因行為が行われた当時の廃棄物処理法の規制に適合していたもの	5	(3)	0 (0)	4 (2)	1 (1)
廃棄物処理法施行後の廃棄物の不法投棄（不適正な取扱いを含む。）	26	(3)	10 (0)	13 (2)	3 (1)
残土の処理	41	(3)	5 (0)	35 (2)	1 (1)
排ガス、排気中の汚染原因物質の降下、沈着等	8	(5)	2 (2)	4 (2)	2 (1)
その他	93	(1)	9 (0)	70 (1)	14 (0)
不明	427	(5)	85 (0)	277 (4)	65 (1)
延べ回答数	1,234	(40)	408 (4)	654 (27)	172 (9)

注）（ ）内の数字は、法に基づき調査を行い基準超過が判明した事例の件数（内数）である。

## (11) 汚染の規模

VOC超過事例、重金属等超過事例及び複合汚染事例それぞれについて、汚染深度、汚染面積及び汚染土量をみると、図 6、図 7 及び図 8 のとおりである。

汚染深度（最大濃度地点）についてみると、図 6 に示すとおり、VOC超過事例で回答のあった287 件のうち215 件(74.9%)、重金属等超過事例で回答のあった525 件のうち486 件(92.6%)、複合汚染事例で回答のあった94 件のうち76 件(80.9%)が深度5 m以浅である。

また、汚染面積についてみると、図 7 に示すとおり、VOC超過事例で回答のあった213 件のうち162 件(76.1%)、重金属等超過事例で回答のあった543 件のうち308 件(56.7%)、複合汚染事例で回答のあった106 件のうち37 件(34.9%)が1,000m<sup>2</sup>以下である。

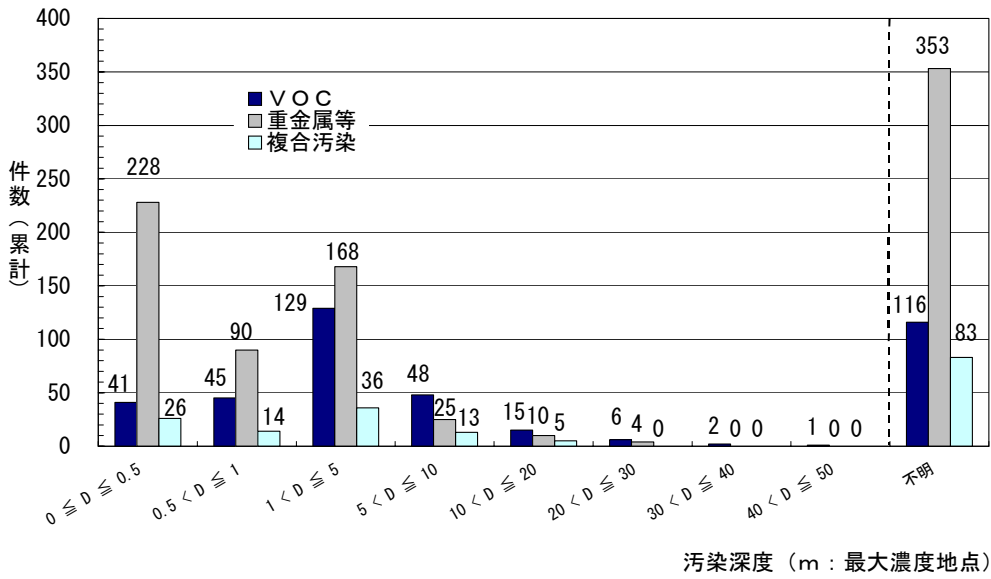


図 6 汚染深度(最大濃度地点) (累計)

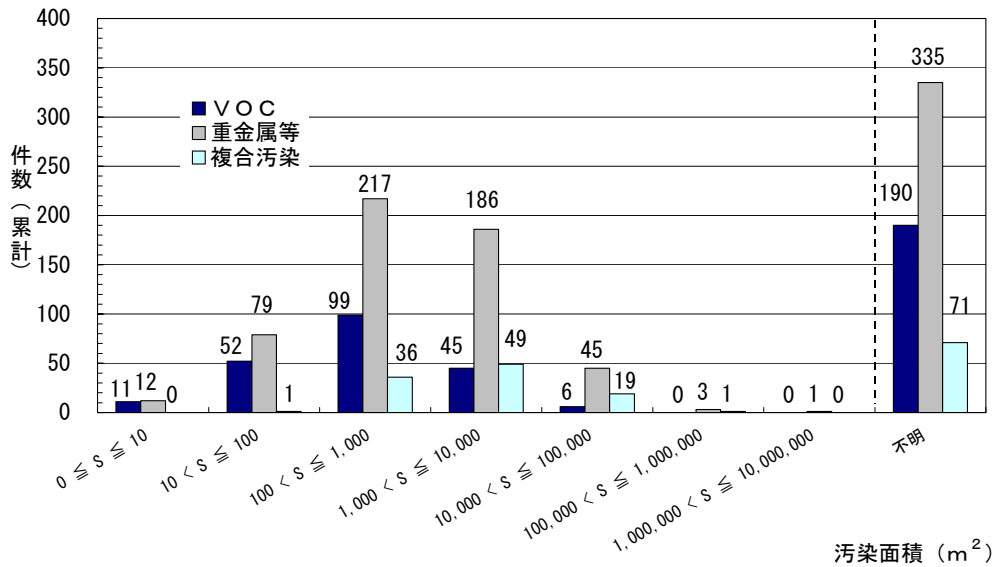


図 7 汚染面積 (累計)

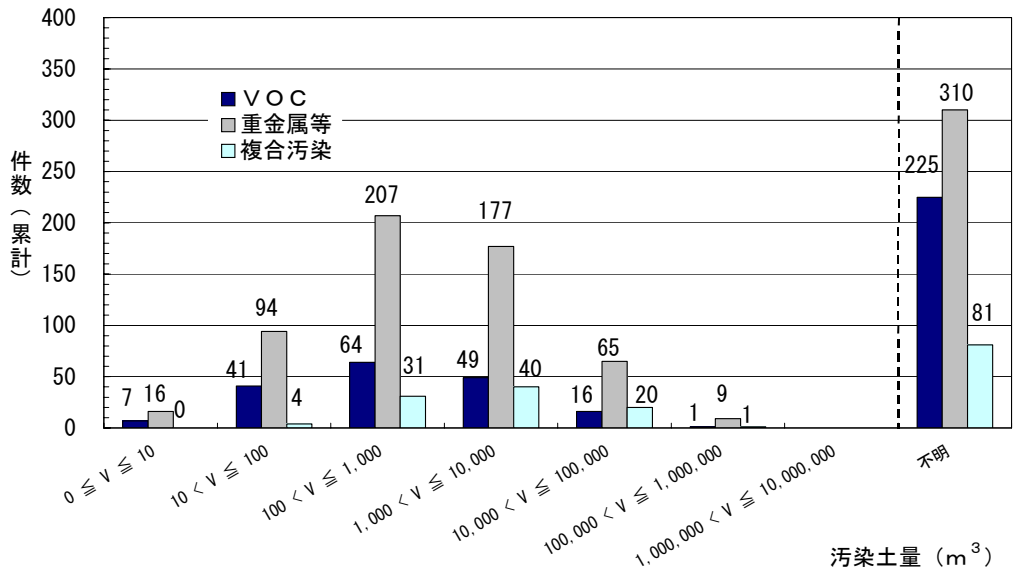


図 8 汚染土量 (累計)

## (12) 土壌汚染対策の進捗状況

超過事例のうち、VOC超過事例、重金属等超過事例及び複合汚染事例について、対策の進捗状況は表 14 に示すとおりであり、措置を完了・実施中・検討中（以下「措置等の取り組み」とする）のものが 1,273 事例（超過事例（累計）1,458 事例のうち 87.3%）である。措置等の取り組みを行っている 1,273 事例のうち、汚染の除去等の措置を完了しているものは 788 件（61.9%）である。

また、VOC超過事例のうち措置等の取り組みを行っている事例のうち、措置を完了又は実施中の事例が多い（357 事例中 312 事例（87.4%））のに対し、重金属等超過事例では対策を完了している事例が多い（765 事例中 561 事例（73.3%））。

なお、「対策不能」については、費用負担能力がない場合であり、また、「その他」については、土地改変時に汚染土壌の除去を実施予定、地下水等の摂取リスクがない、などがある。

表 14 土壌汚染対策の進捗状況（累計）

	超過事例 (累計)		VOC		重金属等		複合汚染	
	件数	(内数)	件数	(内数)	件数	(内数)	件数	(内数)
汚染の除去等の措置を完了（注1）	788	(11)	146	(2)	561	(9)	81	(0)
汚染の除去等の措置を実施中	348	(4)	166	(1)	124	(1)	58	(2)
汚染の除去等の措置を検討中	137	(6)	45	(1)	80	(5)	12	(0)
小計（完了・実施中・検討中）	1,273	(21)	357	(4)	765	(15)	151	(2)
対策不能 ※	6	-	3	-	3	-	0	-
その他	90	(0)	24	(0)	54	(0)	12	(0)
合計	1,369	(21)	384	(4)	822	(15)	163	(2)

注1) 自然由来の事例で、対策を完了したものも含まれる。

注2) ( ) 内の数字は、法に基づき調査を行い基準超過が判明した事例の件数（内数）である。

### (13) 土壌汚染対策の実施内容

超過事例（累計）1,458 件のうち、VOC 超過事例、重金属等超過事例及び複合汚染事例について、対策および措置の概要をみると、表 15 のとおりである。対策および措置の実施内容については、VOC 超過事例、重金属等超過事例及び複合汚染事例について対策の実施内容をみると、重金属等については掘削除去している事例がほとんどであるが、VOC 超過事例では原位置浄化の方が掘削除去よりも多くなっている。なお、原位置浄化方法としては、地下水揚水と土壌ガス吸引が多い。

また、掘削除去後の処理の方法についてみると、表 16 のとおりであり、VOC 超過事例、重金属等超過事例、複合汚染事例のいずれも、敷地内浄化よりも敷地外での処分が多く行われ、敷地外処分の方法としては、最終処分場又は埋立場所等への搬出が多く行われている。

表 15 対策の実施内容（累計）

（複数回答有）

	超過事例 （累計）			
	VOC	重金属等	複合汚染	
地下水の水質の測定	300 (6)	155 (0)	99 (5)	46 (1)
土壌汚染の除去	1,127 (17)	342 (3)	644 (12)	141 (2)
掘削除去	927 (16)	175 (2)	625 (12)	127 (2)
原位置浄化	341 (2)	234 (1)	38 (0)	69 (1)
バイオレメディエーション	22 (0)	14 (0)	2 (0)	6 (0)
化学的分解	31 (0)	14 (0)	3 (0)	14 (0)
土壌ガス吸引	177 (1)	146 (0)	3 (0)	28 (1)
地下水揚水	249 (2)	173 (1)	27 (0)	49 (1)
土壌洗浄	6 (0)	0 (0)	4 (0)	2 (0)
その他	15 (0)	6 (0)	2 (0)	7 (0)
原位置封じ込め	60 (1)	6 (0)	38 (1)	16 (0)
鋼矢板工法	28 (1)	3 (0)	15 (1)	10 (0)
地中壁工法	20 (0)	2 (0)	14 (0)	4 (0)
その他	26 (0)	2 (0)	19 (0)	5 (0)
遮水工封じ込め	2 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)
原位置不溶化	56 (0)	1 (0)	49 (0)	6 (0)
不溶化埋め戻し	45 (0)	1 (0)	38 (0)	6 (0)
遮断工封じ込め	35 (0)	2 (0)	27 (0)	6 (0)
土壌入れ替え	9 (1)	0 (0)	7 (1)	2 (0)
指定区域内土壌入れ替え	2 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)
指定区域外土壌入れ替え	7 (1)	0 (0)	5 (1)	2 (0)
盛土	66 (1)	2 (0)	54 (1)	10 (0)
舗装	122 (2)	7 (0)	93 (2)	22 (0)
コンクリート舗装	69 (1)	4 (0)	54 (1)	11 (0)
アスファルト舗装	70 (1)	4 (0)	49 (1)	17 (0)
立入禁止	58 (2)	12 (0)	36 (2)	10 (0)
その他	301 (0)	121 (0)	141 (0)	39 (0)
合計回答事例数	1,307 (19)	363 (3)	782 (14)	162 (2)

注) ( ) 内の数字は、法に基づき調査を行い基準超過が判明した事例の件数（内数）である。

表 16 「掘削除去」後の処理等の方法（累計）

（複数回答有）

		超過事例 (累計)					
		VOC	重金属等	複合汚染			
敷地内浄化	熱処理	40 (0)	20 (0)	2 (0)	18 (0)		
	洗浄処理	15 (0)	6 (0)	9 (0)	0 (0)		
	化学処理	52 (1)	13 (1)	31 (0)	8 (0)		
	生物処理	7 (0)	5 (0)	1 (0)	1 (0)		
	抽出処理	2 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)		
	その他	11 (0)	3 (0)	5 (0)	3 (0)		
	小計 (A)		127 (1)	47 (1)	50 (0)	30 (0)	
敷地外処分	最終処分場等 で処分	第二溶出量基準 <不適>	【処分場】遮断型	2 (1)	0 (0)	1 (0)	1 (1)
			【埋立場所】遮断型	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	指定基準 (溶出量) <不適>	【処分場】管理型 (一廃)	2 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	
		【処分場】管理型 (産廃)	37 (2)	8 (0)	19 (2)	10 (0)	
	第二溶出量基準 <適合>	【埋立場所】遮断型	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
		【埋立場所】管理型処分場相当 ※	5 (0)	3 (0)	1 (0)	1 (0)	
	第二溶出量基準 <適合>	【処分場】管理型 (一廃) *	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	
		【処分場】遮断型	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	
	海防法判定基準 <不適>	【処分場】管理型 (産廃) *	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	
		【埋立場所】遮断型	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
	指定基準 (溶出量) <不適>	【処分場】管理型 (一廃)	6 (0)	0 (0)	5 (0)	1 (0)	
		【処分場】遮断型	2 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	
	第二溶出量基準 <適合> (第二種物質)	【処分場】管理型 (産廃)	24 (1)	0 (0)	21 (1)	3 (0)	
		【埋立場所】遮断型	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
	指定基準 (含有量) <不適>	【埋立場所】管理型処分場相当 ※	29 (1)	0 (0)	28 (1)	1 (0)	
		【処分場】管理型 (一廃)	2 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	
	指定基準 (溶出量) <適合>	【処分場】遮断型	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	
		【処分場】安定型	11 (0)	0 (0)	7 (0)	4 (0)	
	セメント製造施設の利用	【処分場】管理型 (産廃)	2 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	
		【埋立場所】遮断型	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
セメント製造施設の利用	【埋立場所】管理型処分場相当 ※	27 (0)	0 (0)	23 (0)	4 (0)		
	【埋立場所】安定型	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
設汚に染お土け壊る浄浄化施	熱処理	45 (0)	15 (0)	25 (0)	5 (0)		
	洗浄処理	40 (6)	1 (0)	32 (6)	7 (0)		
	化学処理	67 (1)	3 (1)	54 (0)	10 (0)		
	生物処理	2 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)		
	抽出処理	7 (3)	1 (0)	4 (2)	2 (1)		
	その他	5 (1)	0 (0)	2 (0)	3 (1)		
セメント製造施設の利用		88 (0)	10 (0)	63 (0)	15 (0)		
小計 (B)		407 (16)	42 (1)	295 (12)	70 (3)		
搬出汚染土壌管理票の使用		127 (15)	18 (2)	89 (11)	20 (2)		
合計 (A+B)		534 (17)	89 (2)	345 (12)	100 (3)		

- 注1) 各小計は該当分類での事例数を示す。  
 注2) 措置 (または対策) の内容が「掘削除去」後の処理等の内容である。  
 注3) ( ) 内の数字は、法に基づき調査を行い基準超過が判明した事例の件数 (内数) である。  
 注4) 「第二種物質」は「第二種特定有害物質」を指す。  
 注5) 「処分場」は廃棄物処理法の最終処分場、「埋立場所」は海洋汚染防止法の埋立場所等をそれぞれ指す。  
 注6) ※は、処分場・埋立場所の所在地・区域を管轄する都道府県知事 (政令市長を含む。) が認めたものに限る。  
 注7) \*は、埋立場所等であるものを除く。



(参考) 土壤汚染対策法に基づく調査・対策事例の内容

(1) 物質別の土壤汚染調査・対策事例数

法に基づく土壤汚染状況調査事例（累計）66件、超過事例（累計）21件について、指定基準項目別にみると表17のとおりであり、超過事例（累計）では、VOCではトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、重金属等では鉛、ふっ素に係る事例が多い。

表17 指定基準項目別の土壤汚染調査・対策事例数（法対象（累計））

件数	指定基準項目 <span style="float: right;">(重複有)</span>																									
	VOC (第1種)									重金属等 (第2種+第3種)																
	四塩化炭素	1, 2-ジクロロエタン	1, 1-ジクロロエチレン	シス-1, 2-ジクロロエチレン	1, 3-ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	1, 1, 1-トリクロロエタン	1, 1, 2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ベンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チウラム	チオベンカルブ	PCB	有機りん化合物
超過事例（累計）	0	0	1	1	0	1	3	0	0	4	0	2	4	3	2	0	0	8	3	8	4	0	0	0	0	0
土壤溶出量	0	0	1	1	0	1	3	0	0	4	0	1	4	3	1	0	0	5	2	8	4	0	0	0	0	0
土壤含有量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	1	1	0	0	7	1	3	1	0	0	0	0	0
土壤ガス調査	0	0	1	1	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- 注1) 指定基準とは、土壤汚染対策法第5条第1項の指定区域の指定に係る基準で、土壤溶出量基準及び土壤含有量基準をいう。  
 注2) 各超過事例には重複があるため、土壤溶出量、土壤含有量、土壤ガス調査の各超過事例は超過事例数の合計とは一致しない。  
 注3) 1件の事例で複数の物質について超過しているものがある。

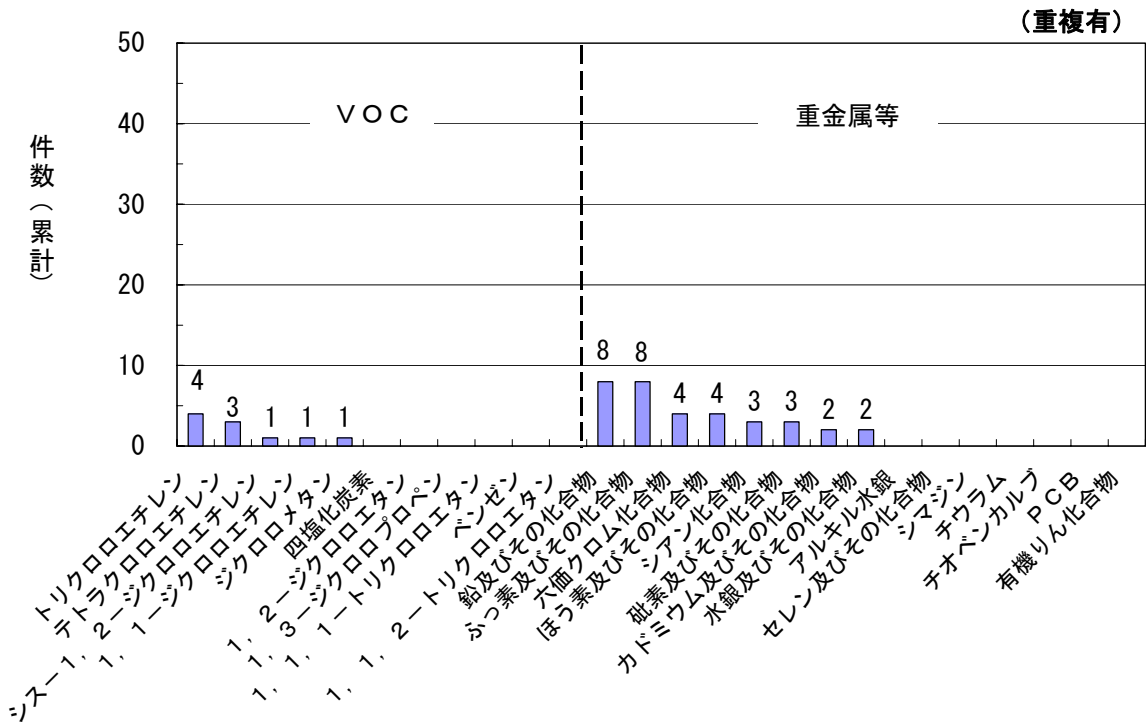


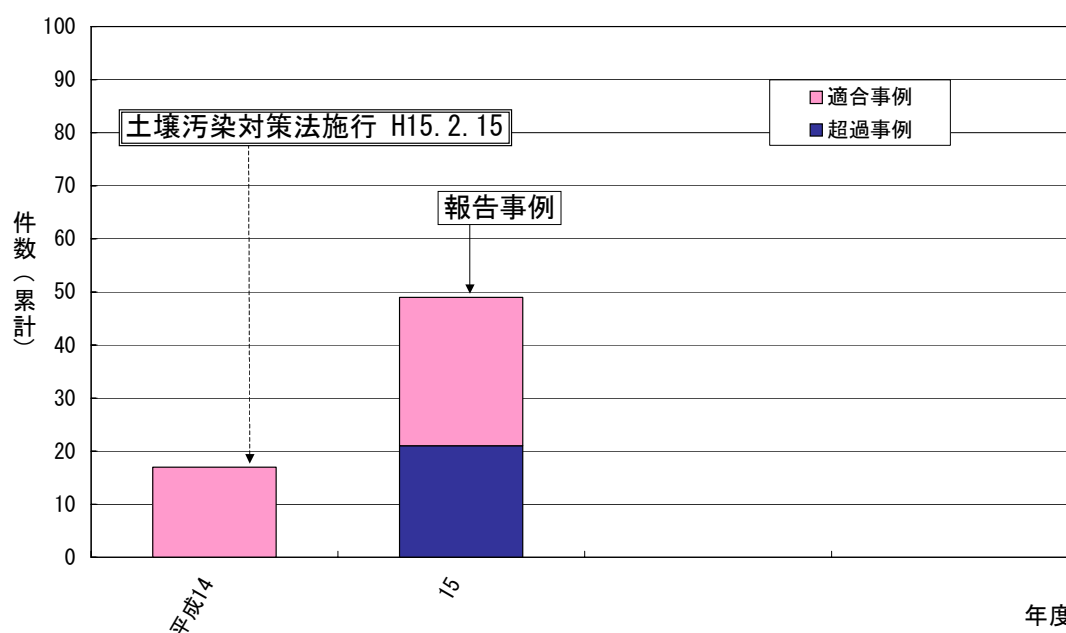
図9 指定基準項目別の超過事例数（法対象（累計））

## (2) 年度別の土壌汚染調査・対策事例数

法に基づく土壌汚染状況調査事例（累計）66件、超過事例（累計）21件について、年度別に判明数をみると図 10 のとおりであり、平成 15 年度においては 21 件の超過事例が新たに判明した。

土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査事例（累計）66 件（法第 3 条に基づく調査 63 件、法第 4 条調査命令によるもの 3 件）のうち、指定基準を超過した土壌汚染が判明した事例は 21 件（累計）であった。その内訳を汚染の種類別にみると、表 18 のとおり、VOC 超過事例は 4 件、重金属等超過事例が 15 件、及び複合汚染事例は 2 件であった。

さらに、超過事例（累計）21 件のうち VOC 超過事例、重金属等超過事例、複合汚染事例について、年度別に超過事例数をみると表 18 のとおりであり、平成 15 年度に判明した超過事例 21 件のうち、15 件（71.4%）が重金属等超過事例である。



注 1) 各年度の件数は法第 3 条調査は施設使用廃止年度、法第 4 条調査は調査命令発出年度で整理している。従って、各年度の件数には当該年度の次年度以降に調査を終了したものも計上している。

注 2) 今回の調査で、平成 14 年度以前に施設の使用廃止または調査命令発出が行われた事例の追加報告件数 10 件（うち、超過事例 3 件）があった。

注 3) 土壌溶出量、土壌含有量、土壌ガス調査の各超過事例は重複するため、超過事例数の合計とは一致しない。

注 4) 報告事例とは、調査事例のうち、土壌汚染対策法第 3 条または第 4 条に基づき土壌汚染状況調査を実施し、都道府県等に調査結果が報告された事例をいう。

年度	平成 14	15	計
報告事例	17	49	66
超過事例	0	21	21
土壌溶出量	0	19	19
土壌含有量	0	11	11
土壌ガス調査	0	3	3

図 10 年度別の土壌汚染判明事例（法対象（累計））

表 18 年度別の超過事例数（法対象（累計））

（件数）

年度	超過事例	（件数）		
		VOC	重金属等	複合汚染
平成14	0	0	0	0
15	21	4	15	2
累計	21	4	15	2

### (3) 土壌汚染調査・対策事例のある都道府県数

法に基づく土壌汚染状況調査事例（累計）66件、超過事例（累計）21件及び超過事例（H15）21件について、都道府県数をみると、表 19 のとおりである。超過事例（累計）では、9 都道府県において事例が見られた。

表 19 調査・対策事例のある都道府県数（法対象（累計））

	調査事例	超過事例	超過事例 (H15)
都道府県数（総数47に対して）	24	9	9

注）政令市については当該市が在する都道府県とあわせて整理した都道府県に含まれる。

### (4) 都道府県別の土壌汚染調査・対策事例数

法に基づく土壌汚染状況調査事例（累計）66件、超過事例（累計）21件について、地域ブロック別及び都道府県別にみると、表 20 のとおりである。調査事例、超過事例とも、関東及び近畿地方において件数が多い。

表 20 都道府県別の調査・対策事例数（法対象（累計））

	都道府県 (政令市を含む)	報告事例 (累計)	超過事例 (累計)			
				VOC	重金属等	複合汚染
北海道・東北	北海道	0	0	0	0	0
	青森県	0	0	0	0	0
	岩手県	3	0	0	1	0
	宮城県	0	0	0	0	0
	秋田県	0	0	0	0	0
	山形県	1	0	0	0	0
	福島県	1	0	0	0	0
	計	5	1	0	1	0
関東	茨城県	1	0	0	0	0
	栃木県	1	0	0	0	0
	群馬県	1	0	0	0	0
	埼玉県	4	2	0	2	0
	千葉県	3	3	2	0	1
	東京都	15	7	1	5	1
	神奈川県	4	3	0	3	0
	計	29	15	3	10	2
北陸・中部	新潟県	0	0	0	0	0
	富山県	0	0	0	0	0
	石川県	0	0	0	0	0
	福井県	1	1	0	1	0
	山梨県	1	0	0	0	0
	長野県	0	0	0	0	0
	岐阜県	2	0	0	0	0
	静岡県	0	0	0	0	0
	愛知県	2	0	0	0	0
	計	6	1	0	1	0
近畿	三重県	0	0	0	0	0
	滋賀県	0	0	0	0	0
	京都府	1	0	0	0	0
	大阪府	8	2	0	2	0
	兵庫県	7	2	1	1	0
	奈良県	0	0	0	0	0
	和歌山県	0	0	0	0	0
	計	16	4	1	3	0
中国・四国	鳥取県	1	0	0	0	0
	島根県	0	0	0	0	0
	岡山県	0	0	0	0	0
	広島県	1	0	0	0	0
	山口県	0	0	0	0	0
	徳島県	1	0	0	0	0
	香川県	1	0	0	0	0
	愛媛県	3	0	0	0	0
	高知県	0	0	0	0	0
	計	7	0	0	0	0
九州・沖縄	福岡県	2	0	0	0	0
	佐賀県	0	0	0	0	0
	長崎県	0	0	0	0	0
	熊本県	0	0	0	0	0
	大分県	1	0	0	0	0
	宮崎県	0	0	0	0	0
	鹿児島県	0	0	0	0	0
	沖縄県	0	0	0	0	0
計	3	0	0	0	0	
合計		66	21	4	15	2

## (5) 土壌汚染調査・対策事例把握の経緯

法第4条第1項に基づく調査命令発出件数（累計）3件について、調査命令発出の経緯（調査）をみると、表21のとおりである。「行政による任意の土壌調査」1件、「測定計画外の地下水調査」1件、「水濁法に基づく測定計画による地下水調査」1件であった。

また、行政による調査の経緯（契機）をみると、表22のとおり、「住民からの苦情」が1件、「廃棄物の不法投棄の発見」1件であった。

表21 調査命令発出の経緯（調査）（法対象（累計））

（複数回答有）

	調査事例 （累計）	超過事例 （累計）	（複数回答有）		
			VOC	重金属等	複合汚染
土壌汚染対策法に基づく立入検査	1	1	0	1	0
条例、要綱等に基づく立入検査	0	0	0	0	0
その他の法に基づく立入検査	1	1	0	1	0
行政による任意の土壌調査	1	1	1	0	0
測定計画外の地下水調査	1	1	1	0	0
水濁法に基づく測定計画による地下水調査	1	0	0	0	0
水濁法に基づく測定計画による公共用水域の調査	0	0	0	0	0
測定計画外の公共用水域調査	0	0	0	0	0
行政による調査（小計）	3	2	1	1	0
条例、要綱等に基づく土壌調査	0	0	0	0	0
その他の土壌調査	0	0	0	0	0
事業者等による調査（小計）	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計回答事例数	3	2	1	1	0

表22 行政による調査の経緯（法対象（累計））

（複数回答有）

	調査事例 （累計）	超過事例 （累計）	（複数回答有）		
			VOC	重金属等	複合汚染
行政による調査の契機	2	2	1	1	0
うち、住民からの苦情	1	1	1	0	0
住民による調査	0	0	0	0	0
土地所有者からの異常の訴え、相談等	0	0	0	0	0
土地使用者からの異常の訴え、相談等	0	0	0	0	0
建設作業等からの異常の訴え、相談等	0	0	0	0	0
廃棄物の不法投棄の発見	1	1	0	1	0

また、法第4条第1項に基づく調査命令の発出の経緯（類型）が、法施行令第3条第1号の調査命令の発出要件のどれに該当するかについて年度別にみると、表23のとおりである。

表 23 年度別の調査命令発出の経緯（類型）（法対象（累計））

年度	報告事例（累計）		
	①	②	③
平成14	1	0	0
15	1	0	1
累計	2	0	1

- ①（法施行令第3条第1号イ）土壤の汚染状況が、溶出量基準に適合しないことが明らかであり、地下水の基準を超える汚濁が生じ又は生じることを確実であると認められ、地下水の飲用利用等がある。
- ②（法施行令第3条第1号ロ）土壤の汚染状況が、溶出量基準に適合しないおそれがあり、地下水の基準を超える汚濁が生じていて、地下水の飲用利用等がある。
- ③（法施行令第3条第1号ハ）土壤の汚染状況が、含有量基準に適合せず又はそのおそれがあり、人が立ち入ることができる。

#### (6) 事例に伴って又は同時にみられた他の影響

法に基づく土壤汚染状況調査における超過事例（累計）21件のうち、これらの事例に伴って又は同時にみられた他の影響（因果関係が確認されたものとは限らない。）についての回答事例件数13件中6件について地下水・伏流水汚染が見られている。

表 24 事例に伴って又は同時にみられた他の影響（法対象（累計））

（複数回答有）

	超過事例 （累計）	（複数回答有）		
		VOC	重金属等	複合汚染
地下水・伏流水汚染	6	1	5	0
公共用水域汚染	0	0	0	0
大気汚染	0	0	0	0
悪臭	0	0	0	0
騒音・振動	0	0	0	0
地盤沈下	0	0	0	0
動植物への影響	0	0	0	0
その他の影響	0	0	0	0
なし	7	1	5	1
延べ回答事例数	13	2	10	1

(7) 土壌汚染調査・対策場所の土地利用状況

法対象超過事例 21 件について、調査結果報告当時と現在の土地所有状況についてみると、表 25 のとおりである。調査・対策場所としては私有地が最も多い。

さらに、法対象超過事例（累計）21 件中について、判明当時と現在の土地利用状況についてみると、表 26 のとおりである。

表 25 調査結果報告当時と現在の土地所有状況（法対象（累計））

（複数回答有）

当時 \ 現在	私有地	都道府県・市町村有地	国有地	その他	不明	延べ回答数
	私有地	15	0	0	0	0
都道府県・市町村有地	0	2	0	0	0	2
国有地	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0
延べ回答数	15	2	0	0	0	17

表 26 調査結果報告当時と現在の土地利用状況（法対象（累計））

（複数回答有）

当時 \ 現在	工場・事業場敷地	工場・事業場跡地	住宅地	廃棄物処分場跡地	公園・運動場	道路	河川敷	農用地	山林	その他	不明	延べ回答数
	工場・事業場敷地	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
工場・事業場跡地	1	8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	10
住宅地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃棄物処分場跡地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公園・運動場	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
道路	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
河川敷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農用地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山林	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
延べ回答数	5	10	1	0	1	0	0	0	0	0	0	17

注）「工場・事業場敷地」にはサービス業も含む。

## (8) 原因者究明の実施状況

超過事例（累計）21件について、原因者の究明の実施状況は表27のとおりである。原因者究明を行った21件のうち、事業者と特定（推定）できたものが18件（85.7%）、事業者以外と特定（推定）できたものが1件（4.8%）であり、一方、原因者を特定（推定）できなかったものは1件（4.8%）と、大部分が原因者を特定できている。

表27 原因者究明の実施状況（法対象（累計））

（複数回答有）

		超過事例（累計）			
		VOC	重金属等	複合汚染	
原因者究明を行なった		21	4	15	2
結果	事業者と特定(推定)	18	3	14	1
	事業者以外と特定(推定)	1	1	0	0
	自然由来と判断	0	0	0	0
	特定(推定)できなかった	1	0	0	1
	調査中	1	0	1	0
	その他	0	0	0	0

## (9) 原因者の状況

法対象超過事例（累計）21件について、汚染原因者と土地所有者との関係についてみると、表28のとおり汚染原因者が土地所有者と同一である場合が多い。さらに、原因者（推定を含む）の現在の所在についてみると、表29のとおり都道府県等により約8割が把握されている。

また、法対象報告事例（累計）66件及び法対象超過事例（累計）21件について、都道府県等により汚染原因者と推定された業種を検出された物質毎にみると、表30及び表31のとおりである。表30及び表31のとおり、土壌汚染対策法に基づく報告事例（累計）66件のうち、超過事例（累計）については、その他、金属製品製造業、一般機械器具製造業が多い。

表28 汚染原因者と土地所有者との関係（法対象（累計））

関係	件数
土地所有者と同一	16
土地所有者と異なる	5

表29 汚染原因者の現在の所在把握状況（法対象（累計））

所在	件数
把握している	14
把握していない	3



表 30 業種別・汚染物質別の汚染事例件数（法対象報告事例（累計））

業種区分 (日本標準産業分類による中分類の 分類項目名及び分類番号)	事例数		VOC（第1種）										重金属等（第2種+第3種）										合計（延べ数）													
	%		四塩炭素	1. 2-ジクロロエタン	1. 1-ジクロロエチレン	シス-1, 2-ジクロロエチレン	1. 3-ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	1. 1, 1-アニアジクロロエタン	1. 1, 2-アニアジクロロエタン	トリクロロエチレン	ペンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物		ほう素及びその化合物	シマジン	チウラム	チオベンカルブ	PCB	有機りん化合物							
金属鉱業 (05)	1	1.5												1			1			1	1															4
繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く） (14)	1	1.5			1			1			1											1													4	
化学工業 (20)	1	1.5												1	1																				2	
鉄鋼業 (26)	1	1.5																				1													1	
非鉄金属製造業 (27)	1	1.5														1				1	1													4		
金属製品製造業 (28)	6	9.1			1	3		1			4			2	2							2	1											16		
一般機械器具製造業 (29)	4	6.1						1	1		1									1		2	1											7		
電気機械器具製造業 (30)	1	1.5																																0		
輸送用機械器具製造業 (31)	1	1.5													1								1											2		
洗濯・理容・浴場業（注1） (72)	1	1.5			1			1			1																							3		
保健衛生 (89)	1	1.5																		1	1													2		
学術研究機関 (92)	1	1.5																																0		
その他（注2） (99)	46	69.7							2		4			1	4	1	3					11	6	8	4									44		
合計	66	100.0	0	0	1	5	0	1	6	0	0	11	0	3	8	4	4	0	0	15	8	14	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	89			

(注1) 業種区分は日本標準産業分類に従ったため「洗濯・理容・浴場業」として掲げているが、事例は全て「洗濯業」である。  
(注2) 「その他」とは、自然由来と判断された又は汚染原因が特定できなかった等により業の特定ができない、若しくは過去の事例で業の区分が不明のもの。

表 31 業種別・汚染物質別の汚染事例件数（法対象超過事例（累計））

業種区分 (日本標準産業分類による中分類の 分類項目名及び分類番号)	超過事例（累計）数				VOC（第1種） (超過事例 4件+複合汚染事例 2件)							重金属等（第2種+第3種） (超過事例 15件+複合汚染事例 2件)										合計（延べ数）												
	VOC超過	重金属等超過	複合汚染	%	四塩化炭素	1. 2-ジクロロエタン	1. 1-ジクロロエチレン	1. 3-ジクロロプロペン	1. 1, 2-ジクロロエチレン	1. 1, 1, 1-トリクロロエタン	1. 1, 2-トリクロロエタン	ペンゼン	六価クロム化合物	カドミウム及びその化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物		ほう素及びその化合物	シマジン	チウラム	チオベンカルブ	PCB	有機りん化合物						
金属鉱業 (05)	1		1	4.8									1		1			1	1															4
化学工業 (20)	1		1	4.8									1																				1	
鉄鋼業 (26)	1		1	4.8																	1												1	
非鉄金属製造業 (27)	1		1	4.8												1			1		1	1											4	
金属製品製造業 (28)	3	1	4	19.0			1	1			1			2	2						2												9	
一般機械器具製造業 (29)	1	2	4	19.0					1	1		1							1		2	1											7	
輸送用機械器具製造業 (31)	1		1	4.8										1								1											2	
洗濯・理容・浴場業 (注1) (72)	1		1	4.8						1		1																					2	
保健衛生 (89)	1		1	4.8															1	1													2	
その他 (注2) (99)	2	4	6	28.6						1		1		1		1			4	1	2	1											12	
合計	4	15	21	100.0			1	1		1	3		4	0	2	4	3	2		8	3	8	4									44		

(注1) 業種区分は日本標準産業分類に従ったため「洗濯・理容・浴場業」として掲げているが、事例は全て「洗濯業」である。

(注2) 「その他」とは、自然由来と判断された又は汚染原因が特定できなかった等により業の特定ができない、若しくは過去の事例で業の区分が不明のもの。

## (10) 原因行為

法対象超過事例（累計）21 件のうち、原因行為が都道府県等により推定された事例として回答があったものについて内訳をみると、表 32 のとおり汚染原因物質の不適切な取り扱いによる漏洩が原因と考えられるものや、施設の破損等による汚染原因物質の漏洩事故、原因不明との回答などさまざまである。

表 32 原因行為（法対象（累計）

（複数回答有）

	超過事例 （累計）	（複数回答有）		
		VOC	重金属等	複合汚染
施設の破損等による汚染原因物質の漏洩事故	6	1	4	1
汚染原因物質の不適切な取り扱いによる漏洩	5	0	4	1
汚染原因物質を含む排水の地下浸透	5	1	3	1
廃棄物処理法施行前の廃棄物の処理	4	0	3	1
廃棄物処理法施行後の廃棄物の処理であって、原因行為が行われた当時の廃棄物処理法の規制に適合していたもの	3	0	2	1
廃棄物処理法施行後の廃棄物の不法投棄（不適正な取扱いを含む。）	3	0	2	1
残土の処理	3	0	2	1
排ガス、排気中の汚染原因物質の降下、沈着等	5	2	2	1
その他	1	0	1	0
不明	5	0	4	1
延べ回答数	40	4	27	9

## (11) 汚染の規模

VOC超過事例、重金属等超過事例及び複合汚染事例それぞれについて、汚染深度、汚染面積及び汚染土量をみると、図 11、図 12 及び図 13 のとおりである。

汚染深度（最大濃度地点）についてみると、図 11 に示すとおり、VOC超過事例で回答のあった3件のうち3件（100.0%）、重金属等超過事例で回答のあった8件のうち8件（100.0%）、複合汚染事例で回答のあった2件のうち1件（50.0%）が深度5m以浅である。

また、汚染面積についてみると、図 12 に示すとおり、VOC超過事例で回答のあった4件のうち4件（100.0%）、重金属等超過事例で回答のあった15件のうち9件（60.0%）が面積1,000m<sup>2</sup>以下の事例である。複合汚染事例では1,000m<sup>2</sup>以下の事例はなかった。

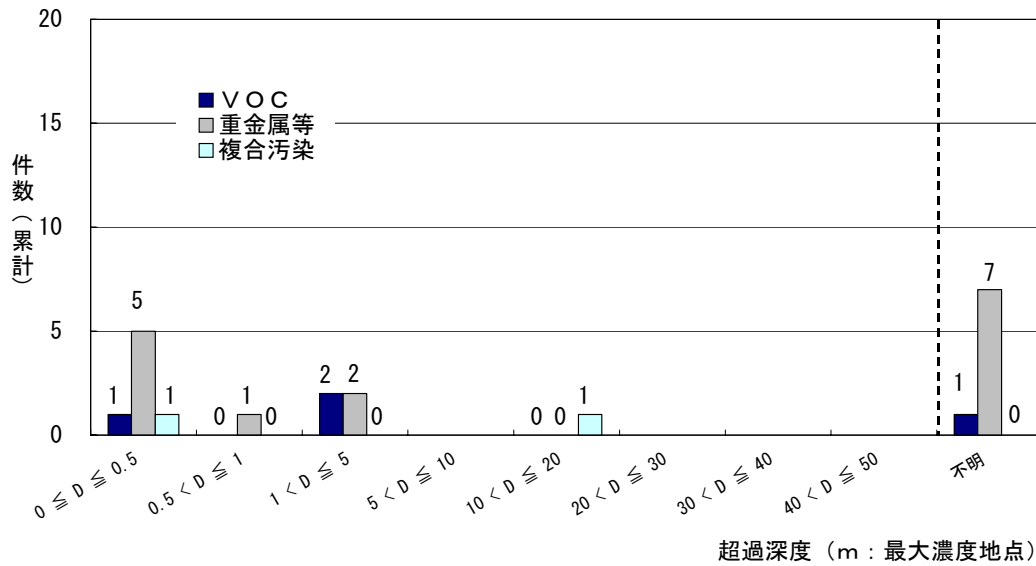


図 11 超過深度(最大濃度地点) (法対象(累計))

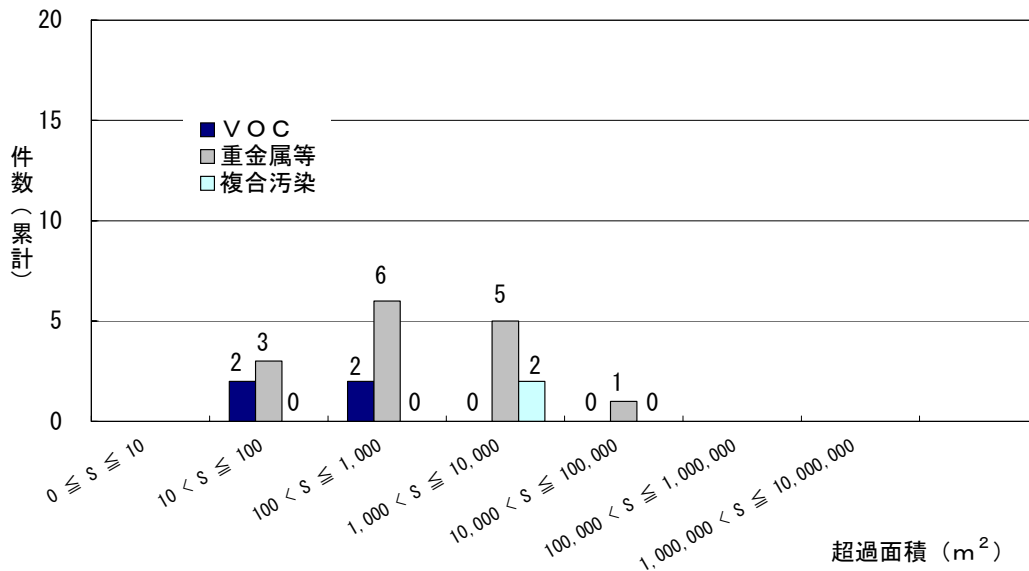


図 12 超過面積(法対象(累計))

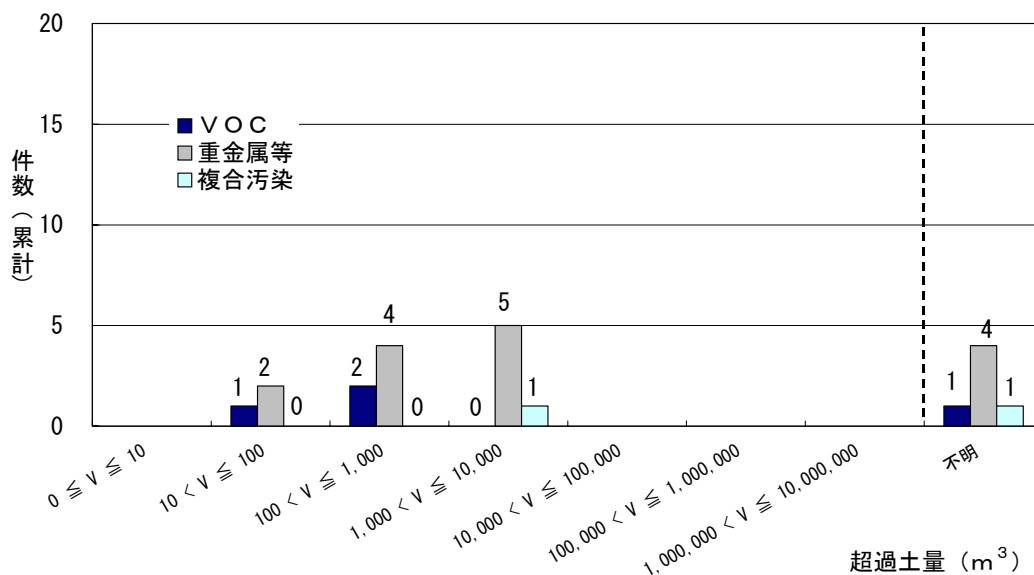


図 13 超過土量(法対象(累計))

## (12) 土壌汚染対策の進捗状況

法対象超過事例（累計）21 件のうち、VOC 超過事例、重金属等超過事例及び複合汚染事例について、対策の進捗状況は表 33 に示すとおりであり、汚染の除去等の措置を完了しているものは 11 事例（52.4%）、措置を実施中のものが 4 事例（19.0%）、措置を検討中のものが 6 事例（28.6%）であり、全体として措置を完了・実施中又は検討中のものは法対象超過事例（累計）21 事例中 21 事例（100.0%）であった。

また、VOC 超過事例では汚染の除去等の措置を完了又は実施中の事例が多い（4 事例のうち 3 事例（75.0%））のに対し、重金属等超過事例では汚染の除去等の措置を完了した事例が多く（15 事例のうち 9 事例（60.0%））、複合汚染事例では汚染の除去等の措置を実施中の事例が多い（2 事例のうち 2 事例（100.0%））。

表 33 土壌汚染対策の進捗状況（法対象（累計））

	超過事例 （累計）			
	VOC	重金属等	複合汚染	
汚染の除去等の措置を完了	11	2	9	0
汚染の除去等の措置を実施中	4	1	1	2
汚染の除去等の措置を検討中	6	1	5	0
法第 7 条第 3 項に基づき都道府県・政令市が汚染の除去等の措置を実施	0	0	0	0
行政代執行により汚染の除去等の措置を実施	0	0	0	0
小計	21	4	15	2
その他	0	0	0	0
合 計	21	4	15	2

## (13) 土壌汚染対策の実施内容

法対象超過事例（累計）21 件のうち、VOC 超過事例、重金属等超過事例及び複合汚染事例について、措置の内容の概要をみると、表 34 のとおりである。いずれも汚染土壌の掘削除去が多い。

表 34 対策の実施内容（法対象（累計））

（複数回答有）

	超過事例 （累計）	超過事例		
		VOC	重金属等	複合汚染
地下水の水質の測定	6	0	5	1
土壌汚染の除去	17	3	12	2
掘削除去	16	2	12	2
原位置浄化	2	1	0	1
バイオレメディエーション	0	0	0	0
化学的分解	0	0	0	0
土壌ガス吸引	1	0	0	1
地下水揚水	2	1	0	1
土壌洗浄	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
原位置封じ込め	1	0	1	0
鋼矢板工法	1	0	1	0
地中壁工法	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
遮水工封じ込め	0	0	0	0
原位置不溶化	0	0	0	0
不溶化埋め戻し	0	0	0	0
遮断工封じ込め	0	0	0	0
土壌入れ替え	1	0	1	0
指定区域内土壌入れ替え	0	0	0	0
指定区域外土壌入れ替え	1	0	1	0
盛土	1	0	1	0
舗装	2	0	2	0
コンクリート舗装	1	0	1	0
アスファルト舗装	1	0	1	0
立入禁止	2	0	2	1
その他	0	0	0	0
合計回答事例数	19	3	14	2

（注）各小計は該当分類での事例数を示す。

さらに、表 34 における措置等の対策の実施内容のうち、掘削除去後の処理等の方法について超過事例（累計）17 件についてみると表 35 のとおりである。VOC 超過事例、重金属等超過事例、複合汚染事例のいずれも指定区域外処分のほうが指定区域内浄化よりも多く行われている。

表 35 「掘削除去」後の処理等の方法（法対象（累計））

（複数回答有）

			超過事例 (累計)	VOC	重金属等	複合汚染	
指定 区域 内 浄 化	熱処理		0	0	0	0	
	洗浄処理		0	0	0	0	
	化学処理		1	1	0	0	
	生物処理		0	0	0	0	
	抽出処理		0	0	0	0	
	その他		0	0	0	0	
	小計 (A)			1	1	0	0
指定 区域 外 処 分	最終 処 分 場 等 で 処 分	第二溶出量基準 <不適>	【処分場】遮断型	1	0	0	1
			【埋立場所】遮断型	0	0	0	0
		指定基準（溶出量）<不適>	【処分場】管理型（一廃）	0	0	0	0
			【処分場】管理型（産廃）	2	0	2	0
		第二溶出量基準 <適合>	【埋立場所】遮断型	0	0	0	0
			【埋立場所】管理型処分場相当 ※	0	0	0	0
		第二溶出量基準 <適合>	【処分場】管理型（一廃）*	0	0	0	0
			【処分場】遮断型	0	0	0	0
		海防法判定基準 <不適>	【処分場】管理型（産廃）*	0	0	0	0
			【埋立場所】遮断型	0	0	0	0
	指定基準（溶出量）<不適>	【処分場】管理型（一廃）	0	0	0	0	
		【処分場】遮断型	0	0	0	0	
		【処分場】管理型（産廃）	1	0	1	0	
		【埋立場所】遮断型	0	0	0	0	
	第二溶出量基準 <適合> （第二種物質）	【埋立場所】管理型処分場相当 ※	1	0	1	0	
		【処分場】管理型（一廃）	0	0	0	0	
	指定基準（含有量）<不適>	【処分場】遮断型	0	0	0	0	
		【処分場】安定型	0	0	0	0	
		【処分場】管理型（産廃）	0	0	0	0	
		【埋立場所】遮断型	0	0	0	0	
【埋立場所】管理型処分場相当 ※		0	0	0	0		
【埋立場所】安定型		0	0	0	0		
指定基準（溶出量）<適合>	【埋立場所】遮断型	0	0	0	0		
	【埋立場所】管理型処分場相当 ※	0	0	0	0		
	【埋立場所】安定型	0	0	0	0		
	設汚に染お土け壤る浄浄化施		熱処理	0	0	0	0
			洗浄処理	6	0	6	0
			化学処理	1	1	0	0
		生物処理	0	0	0	0	
		抽出処理	3	0	2	1	
		その他	1	0	0	1	
		セメント製造施設の利用	0	0	0	0	
小計 (B)			16	1	12	3	
搬出汚染土壌管理票の使用			15	2	11	2	
合計 (A+B)			17	2	12	3	

注1) 各小計は該当分類での事例数を示す。

注2) 措置の内容が「掘削除去」後の処理等の内容である。

注3) 「第二種物質」は「第二種特定有害物質」を指す。

注4) 「処分場」は廃棄物処理法の最終処分場、「埋立場所」は海洋汚染防止法の埋立場所等をそれぞれ指す。

注5) ※は、処分場・埋立場所の所在地・区域を管轄する都道府県知事（政令市長を含む。）が認めたものに限る。

注6) \*は、埋立場所等であるものを除く。

### Ⅲ. 都道府県等における対応状況

#### (1) 施策の普及・啓発状況

土壌汚染問題に関する都道府県等の啓発活動について尋ねたところ、表 36 のとおりであった。なお、「その他の活動」については、例えば都道府県等が作成する環境白書への土壌汚染の現状についての掲載、県・市のホームページへの掲載、立入調査の際の事業者への指導・啓発などがある。

表 36 土壌汚染問題に関する啓発活動

	(複数回答有)	
	都道府県等の数	
	15年度	14年度
啓発活動を行っている	123	125
① 法に関するパンフレット等の作成、配布	56	59
② 土壌環境基準に関するパンフレット等の作成、配布	20	19
③ 土壌汚染に関する研修会等の実施	54	61
④ (法、条例、要綱、指導指針等に基づかない) 土地改変等の際の事業者への周知、指導	23	19
⑤ その他の活動	48	43
行っていない	23	20
合計回答団体数	146	145

#### (2) 条例等の制定状況

土壌汚染対策に関連する条例等を制定している 61 都道府県等について、その内容を分類すると表 37 のとおりである。

表 37 都道府県等における条例、要綱、指導指針等の制定状況

	(複数回答有)	
	都道府県等の数	
	15年度	14年度
① 公有地取得・売却の際に、土壌汚染の有無の確認を土地所有者に行わせるもの	1	2
② 公有地以外の工場跡地等の用途転換・再開発等の際に土壌調査を事業者を実施させるもの	18	19
③ 上記調査の結果、土壌汚染が判明した場合に汚染原因者に所要の対策を行わせる、又は対策のための費用を汚染原因者に負担させるもの	15	15
④ 事業者が行う自発的な土壌汚染の調査の結果を自治体に報告させるもの	15	14
⑤ 土壌汚染の存在する場所の情報の登録、管理等を行うもの	6	6
⑥ 土壌汚染の調査・対策に関する技術的な事項を示したもの	10	11
⑦ 土壌の汚染の有無の判断基準として、土壌環境基準以外の独自の基準を設けているもの	5	5
⑧ 土壌汚染の防止、有害物質の地下浸透規制に関する訓示的条項を含むもの	35	34
⑨ その他土壌汚染に係る調査・対策を円滑に行うための行政内の関係部局の取決め等	16	11
⑩ 外部から搬入される土砂の分析を事業者に行わせ、土壌汚染の未然防止を図るもの	17	13
合計回答団体数	61	56



さらに、表 37 に関し、都道府県等が把握している、その区域内の土壤汚染対策法政令市以外の市区町村を含めた地域ブロック別の条例、要綱、指導指針等（以下「条例等」という。）制定地方公共団体数は表 38 に、地方公共団体の名称を巻末資料に示す。土壤調査の結果や調査結果の報告を条例等で定めている都道府県等は関東ブロックに多い。

表 38 地域ブロック別条例等制定地方公共団体数

地域ブロック名 (構成都道府県数)	団 体 数			合計
	都道府県等	うち、土壤調査の実 施や調査結果の報告 を条例等で定めてい るもの	土壤汚染対策法 の政令市以外の 市区町村	
北海道・東北（7）	8	3	20	28
関東（7）	20	8	167	187
北陸・中部（9）	12	5	18	30
近畿（7）	12	2	7	19
中国・四国（9）	5	3	3	8
九州・沖縄（8）	4	1	11	15
合 計	61	22	226	287

(注) 北海道・東北ブロック 北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島  
 関東ブロック 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川  
 北陸・中部ブロック 新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知  
 近畿ブロック 三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山  
 中国・四国ブロック 鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知  
 九州・沖縄ブロック 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

【土壤調査の実施や、調査結果の報告を条例等で定めているもの】は、次に該当するもの。  
 ①公有地取得／売却の際に、土壤汚染の有無の確認を土地所有者に行わせるもの  
 ②公有地以外の工場跡地等の用途転換・再開発の際に土壤調査を事業者を実施させるもの  
 ④事業者が行う自発的な土壤汚染の調査の結果を自治体に報告させるもの

### (3) 補助融資制度の保有状況

都道府県等において、土壤汚染が判明した場合、事業者又は土地管理者に対し、調査や汚染回復対策、モニタリング費用の一部に対する補助、融資等の資金援助を行うことができる制度の保有状況は表 39 のとおりである。現在 39 都道府県等で補助や融資制度を有している。

表 39 補助融資制度を有している都道府県等数

	都道府県等の数	
	15年度	14年度
補助融資制度を有している	39	39
補助融資制度はない	107	106
合計回答団体数	146	145

#### (4) 土壌汚染調査・対策に係る予算

土壌汚染の調査・対策に係る事業を平成 16 年度当初予算において予算化しているかどうかを都道府県等に対して尋ねたところ、表 40 のとおり、112 都道府県等で何らかの調査等を予算化している。

表 40 土壌汚染調査・対策に係る事業の予算化状況

(複数回答有)

	都道府県等の数	
	15年度	14年度
予算化している	112	112
① 地歴情報の収集整理	18	19
② 土壌環境基準（指定基準を含む）の適合状況に関する調査（農用地土壌汚染防止法に基づくものを除く）	26	30
③ ダイオキシン類に関する土壌調査	94	85
④ 未規制物質に関する土壌調査	0	0
⑤ 土壌環境に関する事件、苦情等に対応するための調査（①～④を除く）	27	22
⑥ 原因者が不明の場合の土壌汚染の対策	3	3
⑦ 土壌汚染の対策後の監視調査	19	17
⑧ その他	13	15
特に予算化していない	34	33
合計回答団体数	146	145

#### (5) 事業者の協力の状況

土壌汚染の対策指導にあたっては事業者の協力が必要であることから、都道府県等に対し、事業者の協力が得られなかった経験があるかどうかを尋ねたところ、表 41 のとおり、多くの都道府県等では協力が得られているが、協力が得られなかった経験を持つ都道府県等がある。

表 41 事業者の協力の状況

(複数回答有)

	都道府県等の数	
	15年度	14年度
① 自治体が実施しようとする私有地内の土壌の調査に協力が得られなかった	6	6
② 土地の履歴等、土壌に関する情報の提供を求めたが協力が得られなかった	2	1
③ 土壌の汚染に係る調査の実施を指導したが協力が得られなかった	15	15
④ 土壌の汚染に係る対策の実施を指導したが協力が得られなかった	6	7
⑤ 土壌の汚染に係る情報の保管、承継を求めたが協力が得られなかった	0	0
⑥ その他の場面	4	2
⑦ 指導にあたっては、すべて協力が得られている	85	82
⑧ 指導を行った例がない	37	38
合計回答団体数	146	145

## (6) 土地に関する情報の管理状況

調査・対策指針において、土壌汚染対策の実施に係る記録の作成・保管を示していることから、土壌汚染調査・対策に係る情報及びその他の土地に係る履歴情報の管理状況について尋ねたところ、表 42 のとおりであり、平成 15 年度においては土壌汚染調査・対策に係る情報を 58 都道府県等が関係文書（紙）を台帳で管理している。平成 14 年度よりも情報を管理している都道府県が増加している。

表 42 土壌汚染調査・対策に係る情報の管理状況

	都道府県等の数	
	15年度	14年度
① 関係文書（紙）を台帳で管理	58	53
② 電子媒体によるシステム化（データベース化、GIS化等）	23	10
③ 定まったシステムはない	69	71
（該当事例なし）	12	16
合計回答団体数	146	145

## (7) 国への要望

土壌汚染対策に係る国への要望について尋ねたところ、表 43 のとおりであり、具体的には、事業者等への啓発事業として、不動産業界に対して、土壌汚染の正しい理解を推進するための普及啓発資料の提供、自治体への土壌汚染の対策事例に関する情報提供として、実施可能な安価で効果的な対策技術の適用事例に関する情報提供、対策費用に関する情報の提供、自治体への財政的支援措置として、土壌調査や汚染土壌の除去等の代執行の際に必要な費用等の助成など、表 44 のような要望があった。

表 43 国への要望

	都道府県等の数	
	15年度	14年度
① 事業者等への啓発事業	98	86
② 自治体に対する財政的支援措置	80	76
③ 自治体への土壌汚染調査・対策技術に関する情報提供の充実	73	71
④ 自治体への土壌汚染の対策事例に関する情報提供の充実	83	74
⑤ 調査・対策技術の開発普及	65	55
⑥ その他	19	17
合計回答団体数	143	141

表 44 国への要望（具体的記述の主な内容）

＜国への要望 ～具体的記述の主な内容＞

○事業者等への啓発事業

- ・不動産業界に対して、土壤汚染の正しい理解を推進するための普及啓発資料の提供

○自治体への財政的支援措置

- ・重金属類の自然由来に係るデータ取得のための財政的支援
- ・土壤調査や汚染土壤の除去等の代執行時の助成

○自治体への土壤汚染調査・対策技術に関する情報提供の充実

- ・調査・対策技術（経済的な情報を含む）に関する情報の提供
- ・中小企業者が実施できる安価かつ効率的な調査方法・対策技術に関する情報の提供
- ・汚染土壤浄化施設認定のための詳細な基準の提供

○自治体への土壤汚染の対策事例に関する情報提供の充実

- ・実施可能な安価で効果的な対策技術の適用事例に関する情報提供
- ・対策費用に関する情報の提供
- ・自然的原因により指定基準を超過する土壤の分布等に関する情報の提供
- ・法第 3 条の調査命令・法第 7 条の浄化措置命令等における指導内容・判断根拠に関する事例情報の提供
- ・汚染発見から対策完了にいたるまでの費用を含めた過程に関する情報の提供

○調査・対策技術の開発普及

- ・中小企業者が実施できる安価かつ効率的な調査方法・対策技術の開発普及
- ・狭い作業環境でも施工可能な対策技術の開発
- ・国による汚染土壤浄化におけるモデル施設開発・設置普及

○その他

- ・各指定調査機関の特徴・信頼性についての情報提供
- ・中小企業者に対する融資等の資金援助
- ・不動産取引における土壤汚染の取り扱い指針の策定
- ・土壤汚染対策法の内容・解釈に関する自治体からの問い合わせ・照会情報の共有化（国・自治体・指定支援法人・指定調査機関）
- ・法に基づかない土壤汚染事例に対する自治体の施策に関する情報提供
- ・法の改正（特定施設以外での有害物質使用の場合の第 3 条の適用。操業中の工場の敷地の一部を切り売りする場合の土壤汚染状況調査の義務化）

## (巻末資料)

### 地方公共団体における土壤汚染対策に関連する条例、要綱、指導指針等の制定状況

(下線のある地方公共団体は、今回の調査で新規に又は変更の報告があったもの)

#### 1. 都道府県、土壤汚染対策法政令市が定めている条例、要綱、指導指針等

- 北海道
  - 岩手県
  - 宮城県
  - 秋田県
  - 山形県
  - 福島県
  - 栃木県
  - 群馬県
  - 埼玉県
  - 千葉県
  - 東京都
  - 神奈川県
  - 新潟県
  - 石川県
  - 福井県
  - 山梨県
  - 静岡県
  - 愛知県
  - 三重県
  - 滋賀県
  - 京都府
  - 大阪府
  - 奈良県
  - 和歌山県
  - 鳥取県
  - 岡山県
  - 広島県
  - 香川県
  - 札幌市
  - いわき市
  - 水戸市
  - 前橋市
  - 千葉市
  - 市川市
  - 船橋市
  - 市原市
  - 横浜市
  - 川崎市
  - 新潟市
  - 金沢市
  - 福井市
  - 岐阜市
  - 浜松市
- ・北海道公害防止条例 (⑧)
  - ・県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例 (②③④⑤⑨)
  - ・宮城県公害防止条例 (⑧)
  - ・秋田県汚染土壌浄化施設の設置及び維持管理に関する指導要綱 (⑨)
  - ・山形県生活環境の保全等に関する条例 (②③④⑧⑨)
  - ・福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例 (⑥⑨)
  - ・福島県土壌汚染対策事務処理要領 (④⑤)
  - ・栃木県公害防止条例 (⑧)
  - ・群馬県的生活環境を保全する条例 (②③⑥⑧)
  - ・埼玉県生活環境保全条例 (②③④⑥)
  - ・千葉県環境保全条例 (⑧)
  - ・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (②③⑥)
  - ・神奈川県生活環境の保全等に関する条例 (②③⑤⑦⑧)
  - ・新潟県生活環境の保全等に関する条例 (②③④⑧)
  - ・ふるさと石川の環境を守り育てる条例 (⑨)
  - ・福井県公害防止条例 (⑧)
  - ・工場等における地下水汚染防止対策指導指針 (⑧)
  - ・生活環境の保全等に関する条例 (⑧)
  - ・県民の生活環境の保全等に関する条例 (②③④⑥⑧)
  - ・三重県生活環境の保全に関する条例 (②④⑨)
  - ・土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針 (⑨)
  - ・京都府環境を守り育てる条例 (⑧)
  - ・大阪府生活環境の保全等に関する条例 (③⑤⑥⑦⑧)
  - ・生活環境保全条例 (⑧)
  - ・和歌山県公害防止条例 (⑧)
  - ・鳥取県公害防止条例 (⑧)
  - ・岡山県環境への負荷の低減に関する条例 (④⑧)
  - ・広島県生活環境の保全等に関する条例 (②⑧)
  - ・みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例 (②)
  - ・札幌市生活環境の確保に関する条例 (⑧⑨)
  - ・いわき市土壌汚染指定区域台帳等の閲覧に関する事務取扱要綱 (⑨)
  - ・水戸市公害防止条例 (⑧)
  - ・土壌及び地下水汚染対策要綱 (⑨)
  - ・千葉市環境基本条例 (⑧)
  - ・千葉市環境保全条例 (⑧)
  - ・千葉市土壌汚染対策指導要綱 (②③④)
  - ・市川市環境保全条例 (②③④⑥⑧⑨)
  - ・船橋市環境保全条例 (⑧)
  - ・市原市生活環境保全条例 (⑧)
  - ・市原市民の環境を守る基本条例 (⑧)
  - ・横浜市工場等跡地土壌汚染対策指導要綱 (②③⑥⑦)
  - ・横浜市公共用地等取得に係る土壌汚染対策事務処理要綱 (①③)
  - ・川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例 (②④⑤⑥⑦)
  - ・新潟市生活環境の保全等に関する条例 (⑧)
  - ・金沢市環境保全条例 (⑨)
  - ・福井市公害防止条例 (⑧)
  - ・岐阜市地下水保全条例 (④⑤)
  - ・浜松市土壌・地下水汚染の防止及び浄化に関する要綱 (②③④⑧)

- 名古屋市 ・ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例 (②③④⑥⑧)
- 高槻市 ・ 高槻市環境影響評価条例 (②⑨)
- 枚方市 ・ 枚方市公害防止条例 (⑧)
- 八尾市 ・ 八尾市公害防止条例 (⑧)
- 東大阪市 ・ 東大阪市生活環境保全等に関する条例 (⑨)
- 尼崎市 ・ 尼崎市の環境を守る条例 (⑧)
- ・ 工場跡地に関する取扱要綱 (⑨)
- 北九州市 ・ 工場・事業場及びその跡地の土壌汚染対策指導要領 (④⑦)
- 佐世保市 ・ 佐世保市環境保全条例 (⑧)
- 熊本市 ・ 土壌汚染対策法の施行に係る事務処理要領 (⑨)

(注)

- ① 公有地取得・売却の際に、土壌汚染の有無の確認を土地所有者に行わせるもの
- ② 公有地以外の工場跡地等の用途転換・再開発等の際に土壌調査を事業者を実施させるもの
- ③ 上記調査の結果、土壌汚染が判明した場合に汚染原因者に所要の対策を行わせる、又は対策のための費用を汚染原因者に負担させるもの
- ④ 事業者が行う自発的な土壌汚染の調査の結果を自治体に報告させるもの
- ⑤ 土壌汚染の存在する場所の情報の登録、管理等を行うもの
- ⑥ 土壌汚染の調査・対策に関する技術的な事項を示したもの
- ⑦ 土壌の汚染の有無の判断基準として、土壌環境基準以外の独自の基準を設けているもの
- ⑧ 土壌汚染の防止、有害物質の地下浸透規制に関する訓示的条項を含むもの
- ⑨ その他土壌汚染に係る調査・対策を円滑に行うための行政内の関係部局の取決め等

## 2. 土壌汚染対策法政令市以外の市区町村が定めている条例、要綱、指導指針等

- 北海道帯広市、苫小牧市、登別市、恵庭市、伊達市、石狩市、福島町、上磯町、長万部町、余市町、豊浦町、音更町、幕別町、標津町、芽室町
  - ・ 公害防止条例
- 下川町 ・ 環境保全条例
- 遠軽町 ・ 環境基本条例
- 虻田町、厚岸町 ・ 公害防止並びに環境保全条例
- 埼玉県飯能市、鳩ヶ谷市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、加須市、吉川市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、玉川村、鳩山町、川本町、松伏町
  - ・ 環境保全条例
- 東京都荒川区 ・ 市街地整備指導要綱
- 江東区 ・ 建築確認申請に係る協議等に関する取扱基準
- 大田区 ・ 土壌汚染防止指導要綱
- 板橋区 ・ 大規模建物等指導要綱
- 足立区 ・ 環境整備指導要綱
- 江戸川区 ・ 住宅等整備指導要綱
- 西東京市 ・ 工場・指定作業場が自主的に行う土壌汚染調査等に係る事務取扱指針
- 神奈川県秦野市 ・ 地下水汚染の防止及び浄化に関する条例
- 長野県岡谷市、須坂市、塩尻市、辰野町、小布施町、戸隠村
  - ・ 公害防止条例
- 岡谷市、伊那市 ・ 環境条例
- 駒ヶ根市、箕輪町、松川町、安曇村
  - ・ 環境保全条例
- 中野市 ・ 環境保全及び公害防止に関する条例
- 白田町 ・ 自然との共存を旨とする条例
- 高遠町 ・ いきいき環境保全条例
- 飯島町 ・ さわやか環境保全条例
- 長谷村 ・ 自然環境保全条例

3. 都道府県、土壌汚染対策法政令市が制定している土砂のたい積、埋立て等による土壌汚染の防止を図る条例等

- 茨城県 ・ 茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
- 栃木県 ・ 栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
- 千葉県 ・ 千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
- 石川県 ・ ふるさと石川の環境を守り育てる条例（複合条例）
- 兵庫県 ・ 産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例
- ・ 淡路地域における残土の埋立事業の適正化に関する要綱
- 愛媛県 ・ 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
- 大分県 ・ 大分県生活環境の保全等に関する条例

- 宇都宮市 ・ 宇都宮市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
- さいたま市 ・ さいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例
- 川越市 ・ 川越市土砂のたい積等の規制に関する条例
- 所沢市 ・ 所沢市土砂のたい積の規制に関する条例
- 千葉市 ・ 千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
- 市川市 ・ 市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
- 船橋市 ・ 船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
- 柏市 ・ 柏市埋立事業規制条例
- 市原市 ・ 市原市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例

4. 土壌汚染対策法政令市以外の市区町村が制定している土砂のたい積、埋立て等による土壌汚染の防止を図る条例等

- 秋田県大館市 ・ (特定物質の搬入等に関する制限する条例)
- 栃木県足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、今市市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、黒磯市、上三川町、南河内町、上河内町、河内町、西方町、粟野町、足尾町、二宮町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、石橋町、国分寺町、野木町、藤岡町、岩舟町、都賀町、藤原町、塩谷町、氏家町、高根沢町、喜連川町、烏山町、馬頭町、湯津上村、黒羽町、那須町、西那須野町、塩原町、田沼町、葛生町、大平町、小川町
  - ・ (外部から搬入される土砂の分析を事業者に行わせ、土壌汚染の未然防止を図る条例)
- 群馬県桐生市 ・ (桐生市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例)
- 板倉町 ・ (板倉町残土等による土地の埋立て盛土又はたい積行為に関する指導要綱)
- 埼玉県桶川市、狭山市、入間市、秩父市、行田市、羽生市、久喜市、小川町、都幾川村、川島町、吉見町、横瀬町、皆野町、吉田町、小鹿野町、両神村、大滝村、荒川村、児玉町、江南町、北川辺町、大利根町、菖蒲町、栗橋町、鷲宮町、杉戸町
  - ・ 土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
- 東松山市 ・ 土砂等による土地の埋立て等及び不法投棄の規制に関する条例
- 上尾市 ・ 土砂等の堆積の規制に関する条例
- 東秩父村 ・ 埋立及び盛土等規制条例
- 千葉県銚子市、館山市、木更津市、野田市、佐原市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、八日市場市、旭市、習志野市、勝浦市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、印旛村、本埜村、栄町、下総町、神崎町、大栄町、小見川町、山田町、栗源町、多古町、東庄町、光町、野栄町、大網白里町、九十九里町、成東町、山武町、蓮沼村、松尾町、横芝町、芝山町、二宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、夷隅町、御宿町、大原町、岬町、富浦町、富山町、鋸南町、三芳村、白浜町、千倉町、丸山町、和田町
  - ・ (外部から搬入される土砂の分析を事業者に行わせ、土壌汚染の未然防止を図る条例)
- 愛知県三好町 ・ 土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
- 大阪府河内長野市、富田林市、和泉市
  - ・ 土砂の埋立等に関する規制

- 兵庫県津名町、一宮町
  - ・残土埋立事業の適正化に関する条例
- 五色町、西淡町
  - ・土砂等の埋立て等による災害及び土壌汚染の防止に関する条例
- 徳島県阿南市
  - ・土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
- 愛媛県伊予市、吉海町
  - ・(土砂等による埋立て等を、施工基準等により規制する条例)
- 熊本県南関町
  - ・土砂等の埋立て等による土壌汚染の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
- 大分県豊後高田市、杵築市、国見町、国東町、武蔵町、安岐町、日出町、香々地町、真玉町
  - ・土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例
- 鹿児島県志布志町
  - ・土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積について規制（許可制）

## 5. 都道府県、土壌汚染対策法政令市が定めている補助・融資制度

- 北海道
  - ・中小企業総合振興基金
- 岩手県
  - ・岩手県環境創造資金
- 宮城県
  - ・中小企業融資制度（環境安全管理対策資金）
- 福島県
  - ・福島県環境創造資金融資制度
- 栃木県
  - ・環境保全資金
- 群馬県
  - ・群馬県環境生活保全創造資金融資
- 埼玉県
  - ・彩の国環境創造資金貸付制度
- 東京都
  - ・技術・事業革新等支援資金融資
- 神奈川県
  - ・中小企業制度融資－フロンティア資金
- 石川県
  - ・石川県環境保全資金融資制度
- 静岡県
  - ・環境保全資金利子補給制度
- 愛知県
  - ・環境対策資金融資制度
- 三重県
  - ・三重県中小企業融資制度（環境保全資金）
- 大阪府
  - ・中小企業公害防止資金特別融資
- 岡山県
  - ・岡山県中小企業振興資金融資制度要綱（設備改善資金（環境対策資金））
- 広島県
  - ・広島県県費預託融資制度（環境保全資金融資）
- 徳島県
  - ・環境保全施設整備等資金貸付制度
- 愛媛県
  - ・愛媛県環境保全資金貸付利子補給金交付制度
- 福岡県
  - ・環境保全施設等整備資金融資制度
  
- 仙台市
  - ・仙台市中小企業融資制度の環境保全促進資金
- 高崎市
  - ・中小企業地球環境改善資金融資制度
- 越谷市
  - ・中小企業環境整備資金
- 千葉市
  - ・千葉市公害防止施設改善資金融資／千葉市中小企業資金融資
- 船橋市
  - ・船橋市公害防止設備資金融資制度
- 柏市
  - ・中小企業資金融資制度
- 横浜市
  - ・中小企業金融制度
- 平塚市
  - ・中小企業向け融資制度
- 藤沢市
  - ・藤沢市公害防止資金融資制度
- 金沢市
  - ・金沢市産業振興資金
- 長野市
  - ・環境保全対策資金
- 静岡市
  - ・静岡市環境保全資金借入金利子補給金
- 浜松市
  - ・環境保全資金利子補給要領
- 沼津市
  - ・沼津市環境保全資金利子補給制度
- 富士市
  - ・環境保全資金利子補給制度
- 名古屋市
  - ・名古屋市環境保全設備資金あっせん融資
- 堺市
  - ・環境共生資金融資、環境共生補助金交付要綱
- 福山市
  - ・福山市環境保全融資資金
- 福岡市
  - ・福岡市商工金融資金制度（公害防止資金）
- 宮崎市
  - ・宮崎市環境改善資金利子補給要綱